

令和6年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和6年3月6日

招 集 場 所

野洲市役所議場

出 席 議 員

1 番 村田 弘行	2 番 小菅 康子
3 番 田中 陽介	4 番 山本 剛
5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
7 番 石川 恵美	8 番 服部 嘉雄
9 番 奥山文市郎	10 番 益川 教智
11 番 東郷 克己	12 番 山崎 敦志
13 番 山崎 有子	14 番 稲垣 誠亮
15 番 荒川 泰宏	16 番 橋 俊明
17 番 岩井智恵子	18 番 鈴木 市朗

欠 席 議 員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	佐野 博之
教 育 長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
市立野洲病院長	福山 秀直	政策調整部長	布施 篤志
総務部長兼 選挙管理委員会書記長	川尻 康治	市 民 部 長	長尾 健治
市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教 育 部 長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総 務 部 次 長	井狩 勝	総 務 課 長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	荒川 貴之	書 記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 代表質問

第 3 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（山本 剛）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付しました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長（山本 剛） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 14 番、稲垣誠亮議員、第 15 番、荒川泰宏議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（山本 剛） 日程第 2、昨日に引き続き、代表質問を行います。

新誠会、第 11 番、東郷克己議員。

○11 番（東郷克己議員） おはようございます。昨日に引き続き、新誠会の代表質問を行います。

施政方針について伺います。

まず、「はじめに」に書かれている内容について質問をいたします。

「市民と行政が知恵を出し合い魅力あるまちづくりを創出する施策の展開を図ってまいります」と記されております。市民に市政の重要な情報を正確に伝え、市民の意見が反映され、活かされるまちづくりは非常に重要で、野洲市が将来にわたり持続し続ける必要条件であり、同時に大きな課題とも認識しております。

野洲市の重要な命題、テーマという認識から確認をいたします。

「市民と行政が知恵を出し合い」に関しては、「図っています」と言い切る形になっておりますが、市民への情報提供や対話、議論については現状で十分との認識かどうか伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

東郷議員の代表質問で施政方針についての1点目、市民への情報提供や対話、議論については現状で十分との認識かについてお答えをいたします。

重要な施策を進めるに当たりましては、様々な世代、地元住民、関係機関の方々などのご意見を伺い、各種会議やアンケートなども行いながら、様々な機会を通じて意見を伺っております。

施策の決定に当たりましては、庁議での議論を経て決定する場合もありますし、さらには各種審議会や委員会、パブリックコメント等を実施して、より広く市民の意見を聴いた上で決定する場合もあります。

いずれにいたしましても、丁寧な手続を踏んで政策や施策を決定しており、その過程は可能な限り広報紙や市ホームページで公開をいたしております。

このようなことから、市民への情報提供や対話、議論については一定できていると認識しておりますが、引き続き一層充実したものとなるよう、市議会議員の皆様のご協力を賜りながら進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 一定できていると、またこれからも進めていくということでございますので、我々議会のほうもそうした住民の代表でもございますので、その一翼を担わせていただいていると、共に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目、賑わい創出のための野洲駅南口周辺整備については、「事業者の選定に向けた作業を進めており、選定委員会において連携事業者の決定を予定」となっています。

これまでの説明で、必須機能や任意機能、制限する機能、A、B、C各ブロックの考え方を示して連携事業者を公募により選定する方針と承知しております。しかし、市民の間には「売却を急いでいる」や、「マンション建設云々」という心配が根強く存在しており

ます。売却ありきやマンションありきではなく、条件を示して、提案された事業者のプランを選定委員会で審査し、判断するという理解で間違いはないか、念のため確認いたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 2点目の連携事業者の選定についてのご質問にお答えをいたします。

野洲駅南口周辺整備事業では、南口全体のコンセプトやA、B、Cブロックの事業方針に基づき、機能に関しましては必須機能、必須提案機能、任意提案機能を求めています。土地に関しましては、買取りまたは借受けを事業者からの提案に委ねております。

したがいまして、売却ありきやマンションありきではなく、条件を示した上で事業者に提案を求めているものでございます。

このようなことから、連携事業者選定委員会におきましては、議員がおっしゃるように機能や土地に関する条件等を満たした提案となっているかについて審査基準を設け、これに基づき厳正に審査いただくことといたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 市民から疑念がないように、厳正に進めていただけるようお願いをしておきます。

3点目、昨年10月の都市基盤整備特別委員会で示された工程表からしますと、選定の期日が迫っております。現状を伺います。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 東郷議員の3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

3点目の選定の期日が迫っていることにつきまして、現時点で事業者より提案書が提出をされておりまして、今月開催予定の連携事業者選定委員会に向けまして手続を進めているところでございます。

委員会当日におきましては、事業者によりますプレゼンテーション、選定委員によりますヒアリングと審査を経て、連携事業者を選定いただく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、厳正によりしくお願いいたします。

4 点目、さざなみホールの跡地の活用について伺います。

「子ども向けの遊具を備えた（仮称）子どもランドの設置について検討」とあります。この案が示されてから関心を持って各地の公園を見ておりますが、魅力ある公園には多くの人が集い、にぎわっている一方で、寂しい状況の公園もあります。整備検討に当たっては整備費の枠を先にはめるのではなく、まず長期的、戦略的に方向性、コンセプトを練り、その上で市民ニーズを把握し、市民との意見交換も踏まえ具体的な構想を練ることが重要と考えております。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 東郷議員の4 点目のご質問でございます。

さざなみホール跡地の活用につきましては、来年度予算におきまして解体の設計、令和7 年度において解体工事を予定してございます。これと並行いたしまして、子ども向け遊具広場の整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

整備検討に当たりましては、特に子どもや子育て世代、地元住民といった利用が想定される方々のご意見を丁寧に関わり、ニーズを捉えたものにしたいと考えております。各種会議やアンケート等の既存の仕組みも活用しながら、様々な機会を通じて意見を伺ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○1 1 番（東郷克己議員） 各地の公園を見ていると申し上げましたけれども、やはり魅力あるその公園、いろんな他市からも遊びに来ていただけるような、子ども連れの方が来ていただけるぐらいに魅力あるものにしていただきたいと思いますと思っておりますが、そうした他市の視察等を考えておられるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 様々な施設が全国的にも有名な施設もございますし、いろいろ情報を収集しながら、必要な部分については参考にしつつ進めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○1 1 番（東郷克己議員） 続いて、令和6 年度予算概要についてお聞きいたします。

6 年度予算全体を見渡しますと、多くの事業費で減額されていることが目につきます。

議案勉強会の際には「枠予算の中でめり張りをつけた」といった説明があり、行財政改革の取り組みに一定の効果が見られました。

一方で、細かく中身を見ると、事業自体は前例踏襲が基本となっている印象です。公共の事業であり、これまでの事業を継続していくことが基本となる側面は理解をしますが、しかし市民生活に必要な施策であつても漫然と継続するのではなく、これまでの成果と課題を踏まえ、前年度までの事業に比べ、より効果的な事業実施方法を検討するなど一段踏み込んだ検討が重要ではないかと考えております。市長、副市長、それぞれのお立場から見解を伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 予算概要につきましてのご質問にお答えをいたします。

まず、私からお答えさせていただきます。

予算編成に当たっての詳細な取り組み状況につきましては、この後副市長から答弁させますが、私からは総合的な観点から申し上げますと、人件費や物価の上昇が政策的に進む中で、どうしても費用が大きくなる傾向があります。令和6年度予算は、市民への影響を極力出さないよう切り詰められる部分を削減し、必要な部分には重点配分をして予算編成に取り組んだところであります。事業の安定した継続と、今後を見据えた新たな取り組みを展開していくことにより、未来への実現を加速させる予算となったと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 副市長。

○副市長（佐野博之） 令和6年度予算概要についてのご質問のうち、政策及び事業の検討という観点から、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、枠予算の大きな目的でございますけども、事業のめり張りをつけ、取捨選択をする裁量を各部に持たせることで、限られた予算の中で最大の効果を生み出していこうというものでございます。

また、予算編成方針におきましても、現状把握と課題整理を的確に行い、市民のために必要な事業への改善、さらには再構築を念頭に予算要求を行うこととしており、各部におきましても、部長を筆頭に前例踏襲型の継続事業とならないよう留意をしているものと考えております。

さらに、より効果的な事業実施方法の検討ということでございますが、まず野洲市総合計画の大きな施策ごとに主要事業の進捗状況、そしてまた各施策の成果指標の達成状況を

毎年確認し、評価を行っております。

さらに、個々の事業につきましては、事務事業評価におきまして成果指標に基づき評価を行っているところでございます。

これらの評価につきましては、外部委員の意見もいただきながら、より効果的な手法への見直しも含め、指摘事項として所管課へフィードバックをしており、この評価結果を予算に反映していくなど、PDCAサイクルの中で毎年改善を図っているところでございます。今後もこうした仕組みがしっかりと機能するように努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） いろいろ工夫してお取り組みいただいているということですが、1点再質問をさせていただきたいと思います。

やはり、こうした事業を柔軟な発想で取り組んでいただくということが非常に重要かと思います。部長はじめ管理職の方の経験に基づく考え方も重要な一方で、若い職員の方の柔軟なといいますか、そうした意見を酌んでいくことも必要かと思いますが、そうした部内、課内での対話というものを活性化させる必要があるのではないかと考えておりますが、その点について副市長からご回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 副市長。

○副市長（佐野博之） 東郷議員の再質問にお答えします。経験だけではなくて、若い職員の方の発想をとということでございます。

2点ございます。

1点、梓予算につきましては、できるだけ部局の中で効率的な執行をとということで、それぞれの部局が考えていただくような形になっておるところが1点ございます。

もう一点、昨年度から政策課題、政策提案をいただく事業として、各部局から新たな提案をいただくような制度も設けております。こういった中で、若い方々のご意見も反映しながら新しい事業に取り組んでいけるものと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 次の質問に移ります。

「経済的負担の大きな子育て世帯への支援を目的に、子ども医療費の助成対象者を中学生から高校生世代まで拡大」とありました。この支援に対する市民ニーズの把握はしてお

られるか、そして、全体の施策の中で医療費助成の位置づけについてお聞きいたします。

○議長（山本 剛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 医療費助成の位置づけについてとのことですので、お答えをいたします。

子どもの福祉医療費助成につきましては、野洲市総合計画に位置づけておりまして、少子化対策及び子育て支援対策の一環の施策として、令和3年4月に小学1年生から3年生までを対象としたのを皮切りに、段階的な拡充に取り組んできております。

本制度の創設、拡充につきましては、市長への手紙をはじめ、市民からの要望によるところが大きく、令和6年度から実施させていただきます県制度による高校生世代を対象とした助成につきましても、県民からの要望を受け実施されるものというふうに聞き及んでおり、対象者の保護者からは「助かる」といったお声もお聞きをしております。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 次の質問に移ります。

「通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業について、明確となった課題を踏まえ、本格導入をめざし、実証実験を行う」とあります。

課題については、去年の一般質問で確認し、市としても必要な支援を講じるよう求め、前向きな答弁をいただきました。今年度の実証実験が事業の成果を決めると認識をしております。課題克服についての認識と今後の方向を伺います。

○議長（山本 剛） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、東郷議員の共同送迎モデル事業の質問についてお答えをさせていただきます。

津村議員の代表質問でもお答えさせていただきましたけれども、今年度の実証実験では、乗車効率の改善、ドライバーの介助技術のスキルアップ等が課題点として把握されました。

乗車効率を向上させるためには、共同送迎の参加施設数を増やすことや、利用者の時間指定の緩和などの検討をした上で送迎計画を作成することが必要になります。

また、ドライバーの介助技術のスキルアップに関しましては、介護事業所の協力のもと研修を実施することで、送迎の際の介助技術の向上が図れるものと考えております。

これらの課題の解決に向けまして、次年度再度の実証を行い、事業所の利用者やご家族が安心して通所でき、事業所の負担軽減が図れ、また運営団体が安定して事業継続できる

ような体制をつくり上げまして、11月頃から本格運行が開始できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 1つの課題として聞いておりますのが、1つの課題というか、大きな課題として聞いておりますのが、ドライバーの確保という言葉がふさわしいかどうか微妙ですけども、なかなか募集が難しいというようなこともございました。一義的には連携する事業者さんの仕事と思いますが、そこらの何といいますか、サポートといいますか、支援とかは考えておられるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） ドライバーの確保につきまして、去年はチラシとか広報、ホームページ等で募集をさせていただいたんですけど、今年度またそれに加えて、ハローワーク等の求人の活用も考えておりますし、また、そういったドライバーさんとして参加していただく方というのはいろんなつながりを持っておられるので、またさらにそういったつながりも活用しながら広く募集をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 高齢化が進む野洲市においても重要な施策と思いますので、しっかりサポートをお願いしておきたいと思います。

4点目、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

「本市の資源を活かした返礼品の充実に取り組み、地場産品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上につなげます」とあります。

ふるさと納税については、特定の返礼品が突出している状況が続いております。人気のある返礼品は非常にありがたいことである一方で、施政方針の本市の資源を活かした返礼品の充実や地場産品の振興、地域ブランド力の向上こそが目指すところで、そのために、事業者など専門家の力をかりつつ、市と市民が創意工夫と議論を重ね、寄附者と市民、市が三方よしの状況をつくるべきと考えております。認識と現状、今後の展望を伺います。

○議長（山本 剛） 市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、東郷議員の4点目のふるさと納税についてのご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の寄附については、これまでも全国から大変多くの寄附をいただいている状況であり、今年度も２月末現在で１５億円を超える寄附をいただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、特定の返礼品が人気を集めていることは事実でございますが、その他の返礼品につきましても、その認知度を高めるため様々な取り組みを実施しております。今年度は６月に新規の返礼品提供事業者を募るために説明会を実施し、９月には既存の返礼品提供事業者向けの個別相談会を開催するなど、新たな返礼品の開拓に努めております。また、ふるさと納税返礼品カタログの配布、新聞・雑誌への広告掲載、寄附受付サイト上のウェブ広告の掲載等で、本市の返礼品をより多くの方に知っていただくためのＰＲにも注力しているところでございます。

今後も地域活性化のために返礼品の数を増やし、効果的にＰＲすることが重要であると認識しており、野洲市の魅力発信を法令等の枠内において積極的にアピールしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 多くの国民、皆さんに寄附をいただいていることは、返礼事業者の方々や連携する事業者、そして担当する職員の皆さんそれぞれの努力のたまものと思います。

一方で、課題も現れているのではないかと思います。

野洲市のふるさと納税サイトを寄附者の視点から見た感想を一つ申し上げますと、返礼品の写真があまり魅力的でなく、よい返礼品である、あるいは地域の特色みたいなものが伝わりにくい、十分伝わっていないという印象があります。津村議員の答弁でも地元産品の返礼品について少し言及がございましたが、おいしそうに見える写真や、地域性が伝わってくるような写真など、写真の訴求力が大きな課題になっているかと思います。

予算資料を確認いたしますと、ふるさと納税推進業務委託に結構な予算が計上されております。この業務委託はいつからのもので、次の契約に際しては競争原理を働かせることで、初問で言及したような本来の目的、ふるさと納税本来の目的をさらに目指すようなことを検討されているかどうか等について、再質問をお願いいたします。

○議長（山本 剛） 市民部長。

○市民部長（長尾健治） 写真が非常に分かりづらいということで、申し訳ございません。

まず、業者さんの話から申し上げますと、令和３年度に３社でプロポーザルを行いまして、結果といたしまして現行の株式会社ＪＴＢふるさと開発事業部と契約して今に至っております。契約はそれぞれ単年度契約でございます。単年度でございますので、次のプロポーザル等を行う予定についてもお尋ねと認識しておりますので、そこをお答えいたしますと、確定的なことではございませんが、令和６年度も含めると３年半になることから、令和７年度の業者選定に関し、令和６年度にプロポーザルを行うことを現在検討しております。確定的な話ではございませんが、検討しているところでございます。

最初の写真の話でございますが、これは実を言うと市とか委託業者さんだけでなく、当然出店者の意向もありますので、そこも含めて議員のご指摘のとおり、よりよく皆様に野洲市の魅力を知っていただくような写真にするよう努力していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 写真が結構決め手になると思いますので、当然、返礼品の事業者さんにアドバイスをするというか、そういうふうになろうかと思いますが、しっかりお取り組みいただければと思います。よろしくお願いします。

次に、教育方針について質問をいたします。

まず、「令和５年度をふりかえって」についてお聞きいたします。

人権・特別支援教育の再構築について、スクールロイヤー等の配置や弁護士によるいじめ防止教室により、「いじめは絶対に許さない行為であると意識づけできた」とあります。

いじめ防止教室については、三上小学校と野洲中学校での授業を見学して、内容や子どもたちの反応を直接確認しており、しっかり伝わっていたと思っています。

ただ、いじめや人権のみならず、大事なことについては毎日繰り返し言い続けなければ、日々のやるべきことに埋もれてしまうことがあるのではないかと考えております。大事なことを繰り返し訴えることは、児童生徒だけにでなく、教育長から職員や各校長に、校長から教職員にと、あらゆる立場、集団、個人に対し、機会あるごとに啓発すべきと考えております。見解と現場の状況についてお聞きいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、新誠会を代表しての東郷議員の教育方針についてのご質問の１番目、「令和

5年度をふりかえって」の1点目、人権教育・特別支援教育の再構築について、お答えをいたします。

本市では、道徳科や学級活動の授業を中心に、また日常の学習の中でも人権教育や仲間づくりを大切に進めているところでございます。

今後も日々の学習活動の中で、先ほど議員おっしゃいましたけども、繰り返し継続して取り組んでいく、そういうつもりでずっとやっております。

次に、教職員については、県教育委員会作成の「人権感覚向上シート」というのがございます。これを活用して、全教職員が自分自身を振り返って見直す取り組みを学期に1回ごと、学期ごとに実施をしています。どんなものかといいますと、1枚の裏表の紙なんですけど、全部で9項目あります。例えば、第2項目め、一人ひとりの子どもを大切にしたい授業が行えていますか、4項目のチェック欄があります。例えば、前から何番目の人などと指名し、名前を呼ばないで授業をすることがある、それから、寝ていたり授業を聞いていなかったりする子どもをほっておいて授業を進めることがある、こういうところにチェックをして、チェックがあれば、ちょっと自分の授業が問題があるというふうなことを発見するそういうシートでございます。

それからさらに、校内独自で児童生徒の実態に合わせた人権研修を行ったり、あるいは市として学校教育課が統一テーマを出しています。自分といじめとの関わりとか、毎年テーマは変わるんですけども、それについて、各学校ごとに研修を行ったりしています。

また、市レベルでは5月に毎年新転任の先生方、30名から40名市外からお越しですが、その新任・新転任者人権研修会というのを持っています。それから、部落問題学習担当者の小中連絡会、それから人権同和教育主任の研修なども随時行っています。

なお、月1回の校長会や教頭会で研修を持っていますが、そこでは、私のほうからいじめや差別についての具体的な取り組みをどういうふうに克服するのかという具体例を出したりしながら指示もしています。それから時々出しているんですが、「教育長だより」というのがあります。校長、園長向けのいろんなアドバイスを職員にするためのヒントを集めたやつですが、そこにも人権のいろんな取り組みを紹介しています。

一方、県レベルでは人権教育校長研修会というのが年1回ございます。また、人権教育の各学校の担当者の研修会もございます。こういう研修にそれぞれの担当者が出向いて、力をつけています。

今後も、先ほど言われました教職員自身が継続して学び続けることが子どもたちの人権

を大事にする、いじめや差別を許さない生き方に迫っていく一番の根本であるというふうに考えておりますので、継続して進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） こうした問題は、知らず知らずのうちにというのが結構あるかと思うので、今後も継続してよろしくお願いいたします。

2点目、不登校の課題についてお聞きいたします。

児童生徒の不登校が依然大きな課題となっております。大きな要因に、「人間関係の構築や集団適応に困難さをもつ児童生徒が増えてきた」とあります。相談体制の構築や別室、放課後の対応、通級指導教室拡充、適応指導教室、家庭訪問型学習支援事業など、様々な取り組みが紹介されており、それらについては継続した取り組みが必要と考えますが、大きな課題が解決されていないという現実があります。

現在、滋賀県議会で審議されている県の施策に、「しがの学びと居場所の保障プラン」があります。これまでは「多様な」と言いつつ、フリースクールなど民間の事業との連携はなく、公の枠内にとどまっておりました。今般の「学びと居場所の保障プラン」は、ようやく滋賀県が一步踏み出したと言え、市としても県と連携して多様な学びを確保し、子どもたちの個性を尊重し、伸ばす取り組みをさらに広げることも視野に入れる必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） 2点目の不登校の問題、課題についてお答えをいたします。

フリースクールを含め、多様な学びの場の保障、居場所づくりは、学校に行きにくい子どもたちの自立に向けた点で大変重要であると考えています。

現在、本市ではふれあい教育相談センターのドリーム教室、全国的にはいわゆる適応指導教室と言いますが、ここで14名の不登校傾向の子どもたちが学んでいます。また、小学校2名、中学校1名の計3名が市外の民間フリースクールを活用しています。こことは、ほぼ学期に1回教育委員会、それから学校が連携しながら、出欠状況とか、あるいは学びの状況なども確認に行ったりしております。

こうした状況の中で、次年度、本市では今年度全面改築されましたふれあい教育相談センター、ここを不登校児童生徒の支援拠点として一本化をして、強化拡充をしていく予定でございます。さらに、フリースクールに通う児童生徒やその保護者に対しても、県と連

携してアンケート調査を行い、調査協力金を補助できるよう、その仕組みを整えていく予定でございます。

教育委員会としまして、これからも児童生徒の思いに寄り添い、一人ひとりの状況に応じた多様な学びの機会と居場所の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） この通告を出した後に当事者の方とお会いし、様々なご意見を伺いました。数多くのご意見をお聞きしましたが、今回は全てに共通すると感じた点について取り上げます。それは子どもに寄り添う姿勢や気持ちの重要性です。

津村議員への答弁で、教育長もハートというようなことをおっしゃっていましたが、そうしたことだと思います。

お聞きした具体例を1つ挙げると、行き渋り状態の子どもにかけられがちな、「来るだけでいいから」という言葉です。学校に行きたくないという子どもに対し、大人が何とかと懸命に声をかける中でよく出てくる言葉かと思います。しかし、この言葉がどれだけその子どもの自尊心を傷つけるかということをお母さんの立場からお聞きいたしました。学校の目的や教育の目的がどこにあるかという本当の目的を忘れ、目の前の学校に行くということにとらわれた結果だと思います。

昨年学校教育の目的をお聞きしたときに、しっかり物事を考える力をつけること、社会性を養うこと等答えていただきましたけれども、こうした大事なことを忘れて、大事なことをしっかり胸に、その達成のために子どもと向き合い、一人ひとりにふさわしい手段を提供するということが大事だと思います。

不登校への対応も、目先の数字の改善や手段の一つにすぎないことに拘泥してしまうと、本当の目的が危うくなります。どれだけ一人ひとりと向き合ったか、子どもの心に届く言葉をかけられたかといった心、気持ちを責任ある立場にある方がどれだけ学校全体に浸透させられるかが問われていると思います。見解を求めます。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） お話を聞いていて、非常にお母さんの思いが伝わってきまして、教育をする者として残念に感じております。一番は、私は保護者さんとの信頼関係づくり、これがない中でいろんな言葉がけはいろいろすると思いますが、担任と保護者さんとの信頼関係、これがあって初めてスタートの視点で「取りあえず学校へ行こうよ」と

いうふうな言葉が出てくると思うんですけども、その背景にある担任の思いをやはりお母さんに十分伝え切れてない、お母さんだけじゃなくてお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんもそうやと思いますけども、家庭との信頼関係づくりをやっぱりもっともってやっていかないと、親御さんとしても、いろんな不安の中で戸惑うこともいっぱいあると思いますので、先生の一つの言葉がぐっと胸に突き刺さってしまうというふうな場合があったのではないかなというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

3 点目、学力の二極化について質問します。

その点において、祇王小学校をモデル校として図書館司書を学校教育課兼務とし、学校図書室の改革に取り組んだ事例は有効な一例と考えます。徹底した要因分析と打開への議論についての認識、見解と、司書の配置による図書室改革の方向性についてお伺いいたします。

○教育長（西村 健） それでは、3点目の学力の二極化についてお答えをいたします。

かかりますが、先ほど議員お話しの読書習慣、こういうことが長い意味で言いますと学力を向上する大きな有効な手段であると考えています。粘り強さや好奇心といった非認知能力、あるいは資料を読み解き表現する力は読書によって獲得する部分が大きいと考えるからでございます。

そのためにも、小学校はもとより、就学前からの読み聞かせや本に親しむ習慣が大切です。今後も各園や学校と連携しながら、読書習慣を強調、強化していきたいというふうに考えています。

また、学校図書館もこの読書習慣に関しては大きな役割を果たすと考えています。将来的には、学校図書館司書の配置も含めた図書室を目指していきたいというふうに考えています。

また、先ほどの不登校等の絡みもあって、子どもたちの居場所の1つとして図書館の機能も、誰かが1人そこを開けて待っているというか、人がいてると、子どもがそこへ行くことができます。そういう居場所としての機能という意味でも、図書館というのは重要なというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 最後に教育長からおっしゃっていただいたので、居場所の件、先ほどのお母さんからも聞きました。不登校の子にはいろんな何といいますか、特徴があって、なかなか行きにくいとかあります。その方のお子さんは、少し休めばいいんだけれどもというお話がありました。そういう意味で、図書館や保健室等居場所、少し休憩できる場所も重要かと思いますので、取り組んでいただければと思います。

では、具体的な施策について伺います。教職員研修の充実について伺います。

教員の力量、スキルアップが求められ、研修の充実が重要であることは言うまでもありません。いじめや不登校、問題行動、教員の不祥事等列挙されている諸問題の要因を分析した上で、その改善を図る研修であることが大事です。市教委として、諸問題の要因についての分析・研究はしているのかどうか、伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） それでは、2つ目の令和6年度の具体的な施策についてのご質問のうち、1点目の教職員研修についてお答えをいたします。

市教育委員会では、諸課題の要因についての分析と研究はもちろん行っております。そ

して、その対策の成果と課題を洗い出し、月1回の校長会や教頭会、さらには各担当者会で共有をしています。

また、先日開催しました野洲市小中学校いじめ問題専門委員会でも教育委員会から本市のいじめ、不登校の現状と課題分析について説明し、各委員の皆さんの協議をしていただきました。そこでの協議内容の例えば1つですが、小学校でいじめが起きる、特に低学年は午前中の教室が多いというふうな結果が出ているんですけども、そういうのをどういうふうに見るんかという場合に、午前中の子どもたちの落ち着きの弱さというか、そういう部分は多分に家庭背景があるのではないかと。ですから、もう少し家庭状況もしっかりと捉えていく必要があるのではないかとというふうな議論をいただきました。

こういう提言を踏まえまして、3月の校長会では全体化しまして、各学校で課題改善に向けて、今その指示をして取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 今のお話も、やはり学校だけでなく、保護者の皆さん、家庭との連携が大切かということかと思います。よろしくお願いいたします。

次に、情報モラル教育について伺います。

大人の想定を超えたネットいじめやトラブルは、いつ起こっても不思議でないと思われます。方針では、「児童生徒の発達段階に応じた教育」となっておりますが、この分野では、特に保護者への啓発や情報提供が非常に重要だと思います。

私がPTAにいた頃も、講師を招いた保護者向けのインターネット講座があったと記憶しております。しかし、児童生徒のスマートフォン使用状況やネット利用状況、さらにはあらゆるものが進化している状況を鑑みれば、保護者向けの啓発も年1回の講演だけでなく、もう少し頻度を高める必要があるのではないかと感じます。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） それでは、2点目の情報モラル教育についてお答えをいたします。

野洲市では、毎年小学校2校、中学校1校を対象にインターネットに関する外部の専門家を迎えた情報モラル教育の講演会を開いています。これは児童生徒だけではなく、保護者の方も一緒に話を聞いてもらうという研修でございます。これにつきましては、昨日の答弁の中でもお話をさせていただきました。

それから、確かに今お話ありましたように、あらゆるものが進化して、新たなサービス

がどんどん出てきており、保護者に向けた啓発も重要だというふうに考えております。

ただ、先ほどの研修をしましても、保護者さんの参加については非常に限定的なという部分があって、やっぱり参加をいかに増やすかというのが大きな課題になっています。

ただ、講演会の頻度を高めるとかということは、費用や時間の面で難しい部分があります。そこで、次年度新しく導入するメール配信システム、これを活用して、教育委員会や学校から保護者の方に向けた啓発やいろんな情報提供を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 参加が限定的、昔から同じかと思いますが、PTA解散の話もありますけれども、非常に意欲的な方々もいらっしゃいますので、連携して継続した取り組み、工夫をお願いいたします。

学校における働き方改革について伺います。方針の記述では、「子どもたちが生きいきと学び、子どもと向き合う時間を確保するため」と、目的を子どもに置いた文になっております。

しかし、具体的に聞こえてくる議論は、教職員の働き方改革を進めるために子どものための様々な取り組みを縮小するといった話がほとんどという印象を受けます。喫緊の課題であり、様々な分野である程度の影響は避けられない部分もあるかもしれませんが、この改革の真の目的は子どもたちにあることは忘れてはならないと思います。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） 3点目の働き方改革についてお答えをいたします。

現状では、超過勤務時間が月45時間を超えている教職員の割合が小・中学校合わせると42%あります。それから過労死ラインの80時間を超えている教員は8%でございます。この割合は、いずれも前年度よりは減少しているという状況でございます。

しかしながら、学校の様々な取り組みをやめていくのではなく、必要なことを重点化して、内容の精選を図って充実させていくことが、議員お話しのように私も非常に重要かというふうに考えております。

具体的には、人権学習や道徳の授業を充実させるために、児童生徒が考える時間を増やしたり、あるいは充実を図っています。また、縦割り活動や話し合い活動を大切にしながら授業等を進めています。

ただ、こうしたことは学校からの発信という部分では非常に弱いかなというふうに思っておりますので、何かの取り組みがなくなったということは保護者さんにはすぐに分かりますけども、この中身、精選等、よりこういうふう工夫をしていますということも含めまして、もっと学校からの発信を強めていけたらというふうに思っています。

そして、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間をしっかりと確保して、両者が元気で生き生きと活動をやっている、そういうことを保護者の皆さん、地域の皆さんにしっかりと伝えて、働き方改革も併せて進めていけたらというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） この働き方改革の議論の中で、部活動の地域化の話があったと思います。最近少し迷走しているようなことも聞いたりするんですけども、ちょっと現状をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） 部活動の地域化につきましては、文部科学省が2年前ですか、去年ですか、3年で進めるというふうなことをぽんと打ち出されたんですけども、各現場がそんな難しいという中で、幾分トーンが落ちまして、財政的な措置とか人的なことも含めまして少し弱くなってきています。そんな中でも何とか働き方改革に関連する大きな中学校での取り組みであるということで、各市町が独自にいろんな支援体制をつくったり、今検討しているところですが、基本的には文科省の支援待ちというふうなことが大きいかなというふうに思っております。財政的に余裕がある市町では、独自にいろんな指導員をお願いして、その部活を移行しているところがいくつか出てきていますが、まだまだその途上であるかなというふうに思っています。

本市では、来年度3名何とか各中学校に1名ずつですが、その支援員さんを配置して、少しそこに窓を開けていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 私が部活動していたのはもう随分随分前のことですけれども、自分の経験を振り返っても、部活動で得られたこの経験というのは人生の中で非常に貴重であったという強い感覚がありますので、そうした子どもたちの経験を大事にするという観点で、これも今後も検討を進めていただきたいと思います。

あいさつ運動の推進についてお伺いをいたします。

家庭や地域と連携した基本的生活習慣確立の取り組みの一環として、愛の声かけ運動が実施をされております。この運動の日は大変大勢の大人が通学路に集まって、文字どおり「おはよう」の声かけを行っていますが、ある１日に極端に集中した運動よりも、もう少し分散して回数を増やしたほうが子どもたちにはよいのではないかという声を聞いております。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（西村 健） ４点目のあいさつ運動についてお答えをいたします。

本市では、７月の青少年の非行・被害防止全国強調月間と、１１月の滋賀県子ども・若者育成支援強調月間、この２つに併せてこの運動を行っています。これは、青少年育成市民会議を中心に行政、地域、学校、各種団体、市民が町ぐるみで取り組むことで、市民の子ども、若者の育成に対する理解を深める大きな運動と、それから啓発が一番の目的になっております。そのアピール度を高めるために、こうした年２回の大きな取り組みを実施しているということが基本であるというふうに捉えています。

ですから、日常的にはスクールガードさん、これは野洲市は近隣市町の中では非常にたくさんの方がご登録いただいています。でも、高齢化によって出られない方もおられるんですが、立っている方の割合といいますか、野洲は本当にたくさんの方がご支援いただいています。また、自治会とか保護者さんでも一緒に歩いて学校までついでいただいている方もおられますし、こういう方の見守りの中で子どもたちがしっかりと登校できているのではないかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 最後に４件目、市民と連携したまちづくりについて質問いたします。

「民間は、やりたいことをやる。行政は、やるべきことをやる。」「まちの未来のために、自らリスクを覚悟して、挑戦する市民。」「暮らす人の視点でやつかを創る人と歩みたい」、これらの言葉は、昨年我が新誠会でまちづくりについて研修を受けた埼玉県草加市の「そうかりノベーションまちづくり これまでとこれから」の資料の結論部分に記された言葉です。このリノベーションまちづくりの目的は、商店街の空き家物件を活用し、市民が自らの力で起業し、魅力あるコンセプトを持った地域の店を開業することで、地域の活性化

や経済の地域循環、そして一時期の寝に帰るだけのまちを脱して、まちの魅力を取り戻すこととお聞きしました。我々が注目したのは、リノベーションまちづくりの企画段階において、当該地域の特性や分野ごとの専門的知識など、数日にわたる研修を実施して、その上で参加した市民がグループで事業のプランを練り上げ進める点、そして事業の責任は市民にあり、行政は専ら人材発掘や環境を整えるなどサポートに徹している点です。

開発規模も環境も異なり、野洲駅南口周辺整備に単純に流用できる手法ではありませんが、市民ととことん連携し、それぞれ役割を分担してまちづくりを進めていることは大変すばらしく、野洲市においても今後のまちづくり、市民との連携、協同の参考にすべき例と考えます。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、東郷議員の大きな４点目のご質問でございます。市民と連携したまちづくりについてというご質問でございます。

第２次野洲市総合計画では、まちづくりの基本姿勢の１つに協働のまちづくりを掲げてございます。市民を中心として行政や事業者、自治会など、それぞれが果たすべき責任や役割を認識し、それぞれの主体性や個性を生かして、共にまちづくりに取り組む必要があるというふうに掲載をさせていただいております。情報提供いただきました草加市のまちづくりの考え方とは表現が一部異なりますけれども、本質的には同じ方向性であるというふうに考えているところでございます。

一方で、具体的な実践の面について振り返りますと、本市はまだまだ取り組みが不十分な面もございます。協働のまちづくりの具現化に向けまして、草加市の事例は大変参考になると考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○１１番（東郷克己議員） 今ご答弁の中にもありましたまちづくり基本条例、制定されたのは平成１９年６月ということで、約１７年前になろうかと思います。私がこの文章の中で注目したのは、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくこと」等の記述です。

部長おっしゃいましたように、まだまだ十分でない部分があるというような言葉もありましたので、そうした野洲の現状、この市民との協働といいますか、とことん連携すると

いう部分で若干物足りなさを覚えているという部分は共通するのかなと思いました。しつかり、先ほど市長からも答弁をいただきましたけれども、いろんな審議会とか委員会とか、あるいはアンケートとか、連携の方法はあるんですけれども、そのときだけの議論だけではなくして、やはり議論の回数を増やすだとか、もっと言えば平場の議論、そこから意見が収れんしてくる等々、なかなか時間的にはかかるかもしれませんが、そうしたがつり関わるということも大事なのではないかなと思います。

たしか田中議員が議案質疑の中で述べた可児市のホールの議論の中では、21回検討されたというのを私も同じ委員会のメンバーとして直接聞いてきたところであります。何が足りないか、これからもう少し踏み込んでこの市民との連携を強化していくということ、考え得る方向性等をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、東郷議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどちょっと副市長のほうからお話ありました。いろんな取り組みの中で、事務事業の改善という点につきましても、令和元年に策定をいたしました「経営改善アクションプラン」という中におきましても、「政策形成過程への市民参加の方策の検討」という項目を掲げてございます。これまでのような取り組みの中で、課題としては新たな方策の検討、実施も進めることということも、その中で触れさせていただいております。

特に、今ご質問いただいた中で、東郷議員のほうから平場の議論というふうなご発言もございました。これまでのような市民と行政との対話、議論というだけではなくて、例えば今おっしゃったような市民同士が意見交換をしていくような場面、政策提案がいただけるような新たな手法、こうした事例も全国的な事例の様々な事例の中、または先ほどおっしゃっていただきました草加市の事例等も参考にしつつ、有識者のご意見を参考に、新たな市民参加の手法についても検討を進めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 先ほども申し上げましたけれども、我々も市民の代表でございますし、執行部に丸投げして議論を進めようということではなく、こうした意味ではお互いに協力しつつ、市民を含めてよりよいまちづくりをと思いますので、今後もよろしく

お願いいたします。

以上、終わります。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第３）

○議長（山本 剛） 日程第３、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第１号、第１３番、山崎有子議員。

○１３番（山崎有子議員） おはようございます。第１３番、創政会、山崎有子です。一般質問トップバッターになりまして、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、２項目について質問をさせていただきます。

まず第１項目め、野洲市健康スポーツセンターサンネスの利用状況について質問いたします。

私は、令和４年第２回定例会において、野洲市スポーツセンターサンネスの運営とプールの利用料金について一般質問をさせていただきました。開設間もなくコロナ禍があり、閉館の期間もありました。コロナ禍も落ち着きましたので、開設以降の利用者数、プール利用料金の見直しはどうなっているか、また利用者の増加に向けてどのようにお考えかということ伺います。１問目です。令和２年からのサンネスの利用者数の推移を伺います。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 議員の皆様、改めましておはようございます。

それでは、山崎有子議員の１点目のご質問にお答えいたします。

年間利用者数につきましては、令和２年度が７月１５日より開所ということで３万９，９８４人、令和３年度が５万８，３５８人、令和４年度が６万７，０６０人、令和５年度が１月末現在でございますけれど６万４，０３９人でございます。

１日の平均利用人数ではということで、令和２年度が１８５人、令和３年度は２１０人、令和４年度が２２３人、令和５年度が１月末現在でございますけれど２５７人となっております。利用者数は年々増加いたしております。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 施設全体の利用者数は増加しているということです。プール、トレーニングルームとか、入浴施設全体の利用者数ということでよろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） そういうようなことで、そのとおりということでございます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 再質問いたします。これは、当初想定されていた利用者数、目標数などがあるかとも思うんですけども、比べて開きがあるかどうか伺います。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 事業者の目標利用者数についてでございますけれど、オープン当初は、やはりコロナの影響がございまして、かなり乖離している状況でございましたけれど、令和４年度からかなり持ち直しまして、ほぼ目標値に近づいているというようなことを聞いております。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 分かりました。

市内と市外の方の利用者数という割合などは出ていますでしょうか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） ２点目のご質問にお答えいたします。

利用料金の設定についてですが、市内と市外の区分ではなく、湖南４市と、それ以外の区分ということになっております。

また、統計上、利用者数を券売機で入場された方での把握しかできないことから、この数字を用いて令和２年度からの湖南４市とそれ以外の割合をお答えいたします。令和２年度が湖南４市が８８．３％、以外が１１．７％、令和３年度が湖南４市が８７．９％、以外が１２．１％、令和４年度が湖南４市が８５．４％、以外が１４．６％、令和５年度が１月末現在で湖南４市が８４．３％、以外が１５．７％となっており、８割以上が湖南４市の方で、少しずつではありますが湖南４市以外の利用者も増えてきているというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 湖南 4 市以外からも 1 5 % ぐらいが見えているということで、これはよく利用していただいているかなと思います。

3 問目に行きます。

サンネス利用者からのクレームとか意見等がありましたら、内容と対応について伺います。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 3 点目のご質問にお答えいたします。

特に大きなクレームというのは聞いておりません。ただ、性的マイノリティーの方からの利用相談というのがございました。対応といたしましては、更衣室を多目的更衣室に案内しまして、トイレについては女性用を希望されたので、女性職員が付き添いした上でご利用いただいたというようなものでございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 分かりました。その都度適切に対応していただいているということですね。

4 問目に行きます。

プール利用者の利用料金についてのクレームはございますでしょうか。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 4 点目のご質問にお答えいたします。

利用料金のクレームについてご意見をいただくことは、現状ほとんどないということでございます。ただし、半年に 1 回程度、野洲市民の市民割引についてのご質問があるようですが、湖南 4 市の料金設定の内容をお伝えしまして、了解を得られていると聞いております。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○ 1 3 番（山崎有子議員） 分かりました。

令和 4 年第 2 回定例会で質問をさせていただいたときには、私のところにもご相談がありまして、プールとトレーニングルームのセットで利用料金が設定されているため 7 0 0 円と高額であると。料金設定を変えてほしいとのご要望が多数ありました。料金が安いので、近江八幡市や守山市、竜王町などの公営プールに行っているとお聞きしていました。

その方々は今もそのまま他市町に行っておられるようなんです。現在は利用料金についてのクレームというのはもうほとんどなくなっているということですね。分かりました。

5 問目に移ります。

利用料金の設定変更については協議はしていただいていると思いますが、変更できないとすれば理由は何でしょうか、伺います。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 5 点目のご質問にお答えいたします。

利用料金につきましては、事業者からの提案によりまして決定されているということでございまして、市の意向だけでは変更できないことになっております。

こうしたことから、事業者に料金及び利用形態の変更等を何度も投げかけておりますが、運営上で必要な光熱費の高騰に加えまして、物価上昇などもある中で運営をされておるといことで、今後契約期間の運営を安定して継続することを考慮した中で利用料金の変更などは難しく、その分サービスの向上で貢献できるように努めていきたいというのが意向でございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 6 問目に行きます。

もし設定変更ができないのであれば、何か新たにできる工夫はないのかということをご提案とかもできると思うんですが、伺います。

○議長（山本 剛） 武内市民部政策監。

○市民部政策監（武内了恵） 6 点目のご質問にお答えいたします。

現在、こどもの日、敬老の日及び環境フェスタの協賛事業として無料開放を実施していただいております。その他にも無料開放日を増やすことについてご検討をいただいているとのことでございます。

また、4月にICカード、プールに入るときにICカードというのがあるんですけど、そのチャージ時に付加されるポイントの2倍キャンペーンを実施されたり、これに併せましてICカードを新規購入された先着10名に対しまして、初回のICカード代が無料となるサービスなどを工夫されているところでございます。この他、ユズ湯や炭湯などの趣向を凝らした取り組みによりましてインセンティブの創出にも心がけていただいております、利用者も楽しみにされている方が多いと聞いております。

以上です。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 既にいろいろ工夫もされているということをお聞きしました。老若男女、より多くの市民がサンネスを利用したくなるような企画を今後も積極的に実施していただきたいと思います。

それでは、2項目め……。

○議長（山本 剛） 山崎議員、暫時休憩いたします。再開を午前10時30分といたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報道機関の方が来られましたので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

それでは、山崎有子議員。

○13番（山崎有子議員） それでは、2項目め、市内小中学校の水泳授業について質問させていただきます。

1項目めに、野洲市健康スポーツセンターサンネスについて質問させていただきました。昨年も野洲小学校の水泳授業がサンネスを利用して実施されていたので、今年度も計画されているのか伺おうと考えていました。ところが、2月20日の全員協議会で野洲市中主B&G海洋センターのプールが次年度以降使用中止になる。理由は、老朽化により利用者の安全確保及び安定的な運営ができないためとのご報告を受けました。

令和6年度の野洲小学校と中主中学校、すみません通告書に野洲中学校と書いておりますが中主中学校の誤りです。の水泳授業はどうされるのか、そして、他の小中学校も含めて水泳授業について伺います。

1問目です。

水泳の授業は、体育の授業において必須であるのかどうか伺います。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、山崎有子議員の市内小中学校の水泳授業についてのご質問のうち、1点目の水泳授業の位置づけについてお答えいたします。

学校で学習すべき内容を規定しています学習指導要領、ここではプールの確保が困難な

場合は水泳指導は扱わないことができるというふうに規定されています。その場合は、水遊び、水泳運動などの心得について座学で必ず指導を行うことというふうにされています。また、中学校3年生の授業は選択制であり、扱わないことができるというふうにもなっています。

ちなみに県内の状況ですが、小学校は全ての小学校でプールで水泳授業を行っています。また、中学校、小学校は220数校あります。中学校は100校です。そのうち2校が昨年度実施をしておりません。1つは能登川中学校、これはプールの故障ということでできませんでした。それからもう一つは甲良中学校、ここはそもそも水泳のプール施設がないということで、ここは座学で指導されたというふうに聞いております。

しかし、水泳というのは命に関わることとしてとても大事なものであることですから、野洲市内の全ての小中学生が水泳の授業を行っている、こういう状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 今、滋賀県内の小中学校の実状もお伺いしました。ほとんど、中学校の2校を除いては全ての学校で滋賀県内では取り組んでおられるということでした。

今2問目の質問もちょっとお答えいただいたんですけども、野洲市としては水泳授業に対してどのように考え、積極的にどのように取り組んでおられるのか再度伺います。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、2点目の水泳授業の取り組みについてお答えをいたします。

学校の水泳授業は、もともとは水難事故の防止のために始まったものでございます。その大きな事故といえますのが1955年、昭和30年ですが、5月に皆さんご存じの方もおられると思うんですが、宇高連絡船の紫雲丸の事故がございました。ここで168名が亡くなっておられます。その大半が小学校、中学校の修学旅行生ということで悲惨な状況でございました。それから同じ年の7月にも三重県の津市の中学生が、当時プールありませんので、滋賀県でも琵琶湖とかありましたけど、津の場合は海で水泳の訓練がありまして、そのときに36名の女子生徒が、多分これは離岸流かなというふうに推測されるんですが、それで流されて36人が亡くなるという痛ましい事故が起きております。

そのために、プールでの授業は単に子どもが楽しく泳げるようになればいいというものではなくて、まさに命を守るために大切な教育であるというふうに考えています。

授業では、児童生徒の安全を第一に考えながら、水遊びから始めて様々な泳ぎ方の指導を行っています。水に親しみ、楽しさや喜びも味わいながら、命を守るための知識や技能を身につけること、これが最大の目的でございます。

また、ほとんどの学校では着衣水泳といいまして、服を着たまま、靴を履いたままプールに飛び込んで、そういう緊急時にいかに自分の命を守るか、どうやったら浮くかというふうなこと、それから呼吸の仕方などについても学んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） まさに、とにかく命を守るためにどうしても大切な授業であると、重要な、必要な授業であるということを伺いました。

それでは、3問目、行きます。

中主中学校、すみません通告書に「野洲中学校」となっております。これは誤りです。B & G海洋センターを利用されていたので、今年の水泳授業をどこでされるのか、まだご検討中かもしれませんが伺います。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

その前に、通告書に「野洲中学校」とございますけれども、今現在野洲小学校は野洲市健康スポーツセンターにそこを借りております。野洲中学校がB & G海洋センターを借りているということで、中主中学校については自校のプールを活用しているということでございます。

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

中主B & G海洋センタープールの休止を受け、野洲中学校の水泳授業の実施場所をどうするか現在検討しています。考える場所は、野洲市健康スポーツセンターか民間施設のプールとなります。野洲市健康スポーツセンターは野洲小学校が令和6年度も利用する予定をしていることから、利用枠が限られますので、民間施設のプール利用を主にして検討をさせていただいております。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 分かりました。今検討中ということで。4問目です。

野洲小学校の水泳授業はサンネスを今年度も利用されると思いますが、サンネスのプールの使用のときの料金や送迎バスの利用とかで、いくらの予算を見ておられるか伺います。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） ４点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲小学校が野洲市健康スポーツセンターを利用する際の費用でございますけども、令和６年度の予算としては、施設等管理委託料として２００万円程度を、送迎バスの借上料として２３０万円程度を計上しております。また、回数は各学年とも４回程度の利用を想定しております。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○１３番（山崎有子議員） 再質問です。１年生から６年生までで利用されるということで、各学年が４回程度、合計で２４回ということになりますか。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 再質問にお答えさせていただきます。

そのとおりで、各学年とも４回程度を想定しております。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○１３番（山崎有子議員） ５問目、質問させていただきます。

今後各小中学校のプールも次々に老朽化していくことが考えられます。水泳授業を続けていくために、今後の見通しや計画があればお聞かせください。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） ５点目のご質問にお答えをさせていただきます。

小中学校のプールは、行財政改革推進プランにおいて集約化の方向で検討させていただいております。集約化を進めるに当たってはその効果額が発揮できること、かつ効果的な水泳授業が実施できるよう検討をしております。今後も水泳授業を継続させる施設としては、野洲市健康スポーツセンター、中主Ｂ＆Ｇ海洋センタープール、民間施設のプール並びに何校かに拠点化した学校プール、これらの４施設を組み合わせで検討を進めたいというふうに考えております。

なお、中主Ｂ＆Ｇ海洋センタープールは休止することになりましたが、プールの改修等を行い、水泳授業として利用できるかを教育委員会として見極めたいというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○１３番（山崎有子議員） 今Ｂ＆Ｇのプールも改修も検討されるということをお伺いしました。それも含めてサンネスとか民間の事業者、それからプールの集約化、学校を集約

していくこととか方法を模索しておられるということを伺いました。

私は、サンネスは野洲市の児童生徒のために役立ってもらいたいと思いますし、願っておりますし、ぜひそちらを中心に進めていただけたらと思うんです。

再質問になりますが、サンネスは温水プールですので、年間を通して利用が可能です。休館日でない日を利用したりとか、いろんな条件で協議することができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 再質問にお答えをさせていただきます。

今後のプールの授業については、先ほど申しました4施設を組み合わせる、もしくは一者か二者になるか分かりませんが、そういったことで検討していきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃったサンネスについては、休館日にしか実は授業ができないというちょっと制約がございまして、今現在は近くの、近隣の民間施設のプールも使用できないか、今現在調整させていただいているところでございます。

○議長（山本 剛） 山崎議員。

○13番（山崎有子議員） 分かりました。ありがとうございます。

平成30年6月の議会の議決を経て、クリーンセンターの余熱利用施設整備運営事業として、野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社と野洲市が事業契約を締結しました。令和3年3月24日と令和4年3月25日には、法律の規定に基づき契約金額が変更されて上がっております。事業体の一部であるサンネスは市民の税金で運営されているものであり、市民に小中学校のプール利用も含めて貢献してほしいと願っております。市としては、協議のときには要望をもっと強く出されてはいかがかなと思っております。

これで質問は終わらせていただきます。

西村教育長には、質問にお答えいただくのはこれで最後になります。長年にわたり野洲市の教育行政に熱心に情熱的にお取り組みいただきまして、誠にありがとうございました。お礼申し上げます。

以上で終わります。

○議長（山本 剛） 次に、通告第2号、第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄議員） 第8番、創政会、服部嘉雄でございます。私は、大きく2つの項目についてご質問させていただきたいと思います。

まず1点目、湖岸エリアの諸問題についてお伺いしたいと思います。

野洲市は、三上山など山のエリアから野洲川、日野川に囲まれた肥沃な沖積平野、そして琵琶湖に面した山紫水明の自然豊かな恵まれた立地にあります。

しかし、かつて野洲川は「近江太郎」と呼ばれる暴れ川で、上流に比べ極端に狭い南流と北流が二階の天井より高いところを流れる天井川でございまして、何度も洪水を起こし、多くの人命や財産を奪ってまいりました。

このようなことから、昭和33年から昭和60年までの27年間にわたり、国直轄で野洲川改修事業が実施されるとともに、根本的な解決を目指して琵琶湖の水位のコントロールをするため、琵琶湖総合開発事業が昭和47年から平成9年までの25年間にわたり実施されました。それに伴い、管理用道路と併せ整備されました湖岸道路の開通によりまして、交通量の増加とともに一気に開発が進んだわけでございます。

しかしながら、これに伴う様々な問題もございます。令和4年2月議会でも取り上げましたけれども、湖岸エリア周辺の諸問題について今回取り上げたいと思います。

まず1点目、湖岸の松並木の問題でございます。前回もお伺いしたときよりも、状況はかなりまたひどくなっております。松くい虫による松枯れによりまして、守山市側からめんたいパークまではほとんどの松が枯れてしまっております。それで伐採をされております。今後このような松枯れの状況はずっと北進といたしますか、南部用水からマイアミ浜、あやめ浜方面へと拡大していくのではないかとこのように思われます。

前回お伺いした際には、このエリアは滋賀県及び水資源機構が区域ごとに管理をされており、適切な維持管理をお願いしているとのことでしたが、このようにほとんどの松が枯れて伐採された部分、今後どのように対応していかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、服部議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

本市の湖岸沿いの松並木につきましては、滋賀県及び独立行政法人水資源機構が区域ごとに管理をされております。

旧野洲川北流地先より以南につきましては、ご指摘のとおり松枯れ被害の範囲が広く、倒木のおそれがあるものを中心に、安全対策のために滋賀県が伐採をされたものでございます。

伐採後の取扱いにつきましては、滋賀県に確認をさせていただきましたところ、段階的

に伐根、根を取っていくと、伐根を行い、以後公園利用と景観の観点から、地元住民等の意見を踏まえて方針を決める予定というふうに伺っております。

一方で、旧野洲川北流地先より以北につきましては、水資源機構によります殺虫剤の散布や樹幹注入等の予防対策により松枯れを防ぎ、現状維持に努めていただいております。

市といたしましては、引き続き管理者に対しまして適切に対応いただくようお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。松枯れの後どうしていくかということ、を地元とも方針を協議していくというような話でございます。市としても、やはりその考え方を反映できるように、松が伐根した後何もないという状況ではやはり寂しいのではないかと。山紫水明といいますか、白砂青松の砂浜でございますので、やはりそういったことも踏まえて方針をしっかりと検討していただきたいと思います。

2問目のほうに移ります。

2点目に、野洲市も出資する第三セクター湖岸開発株式会社が経営するマイアミ浜オートキャンプ場及びビワコマイアミランドについてお伺いしたいと思います。

先日の連休の際に、2月の連休のときにも付近を通りますと、雨模様でございましたけれども、それにもかかわらず多くのテントが設営されておりまして、2月の寒い時期にもかかわらず多数の利用がありました。

サイトの予約状況、ネットのほうで見てみますと、土日の週末とか、あるいはもう3か月先まで予約できるんですが、ちょうど今からですと3か月先の5月の連休が既にもう予約で埋まっておると、いっぱいであるという状況でございました。

しかしながら、平成3年の開設からもう30年以上が経過しておりますので、次々と新しいキャンプ場が全国各地に開設される中で、やはり施設の老朽化であるとか、あるいはマンネリ化というのが問題になってくるものと考えられるわけでございます。

前回もご質問した際にも、シャワー設備は各サイトにあるんですけれども、サウナであるとか風呂が必要ではないかということをお願いしました。利用者からの意見もそのような意見がございました。経費の問題とか設備の設置の問題とか、建設の問題とかあると思いますが、最近ですと例えばトレーラーで牽引できる何か樽を切ったような形の4、5人用サウナというようなものが20何万円、30万円までぐらいで販売されております。

私どもの近所にもございます。そういうようなものを例えば琵琶湖の近くに置いて、湖岸の目の前に置けば、サウナで温まって琵琶湖に飛び込んで水で体を冷やして整うといったことが実現もできますし、こういったものが設置されましたら大人気になるのではなかろうかなというふうなこと、これは例えばの話、例の一つでございますけれども、今後の方針といいますか、マイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場のリニューアル等の方向について伺いたいと思います。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 服部議員の２点目のご質問についてでございます。

マイアミ浜オートキャンプ場及びビワコマイアミランドにつきましては、野洲市湖岸開発株式会社がアウトドアブームの時流を捉えたキャンプ事業を展開いただいております、現場スタッフの継続的な経営、営業努力の積み重ねもありまして、全国的にも高くご評価をいただいているところでございます。

施設面につきましては、計画的に施設整備や修繕に取り組まれており、利用者が多いトイレを中心とした老朽化している施設を順次更新される予定でございます。

当社に確認をしましたところ、ご提案をいただきましたような付加価値のあるサービスの提供につきましては、利用者の増加に向けた取り組みとして重要であると認識を持っておりますので、引き続き利用者のニーズをしっかりと把握し、魅力あるサービスの提供や環境づくりを一層進めていきたいというふうに伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） 私、例えばという話でサウナの話をしていただきましたけれども、自分がお風呂好きでございますので。例えば、第三セクター出資団体に琵琶湖汽船がございます。何で琵琶湖汽船が入っているかというと、あそこ、マイアミ浜というのは昭和５０年頃までは栈橋がございまして、琵琶湖汽船の京阪丸であるとかみどり丸であるとかというようなものが来ておりまして、もっと昔は陸の孤島でございまして、観光バスも入れへんような細い道路しかなかって観光バスも入れないと。陸の孤島であるということで、マイアミ、避暑地といいますか、そういうレジャー施設でございました。そういうようなことから人気が高かったと。

今でも、実は多分栈橋の利用権利といいますかね、そういうようなのはあるんじゃないかなと。例えばアクティビティー、こういう船舶を使ったようなアクティビティーも

考えられるんじゃないかなと思いますので、これは私の意見でございますので回答は要りませんけれども、検討をお願いしたいなというふうなことを思います。

それでは、３点目でございますね、マイアミ浜の内陸側でございます吉川メガソーラー発電所についてお伺いしたいと思います。

この土地も、３０年以上前に当時の中主町が今の草津の烏丸半島にできておりますけれども、琵琶湖博物館のようなものを誘致しようと地元の地権者の協力を得て買収いたしました２．４ヘクタールの市有地でございます。誘致が失敗、できなかった結果、長年放置されまして、現在は太陽光発電所として民間に貸し出しているものと思われましても、契約内容や今後の方針等をお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、服部議員の３点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

吉川地区の約２．４ヘクタールの市有地につきましては、京セラ株式会社に対しまして、平成２５年４月から令和１５年３月までの２０年間、メガソーラー事業用地として貸付けをしてございます。貸付けの目的は、再生可能エネルギーの活用促進でありまして、本市の環境施策の一環として、クリーンエネルギーの創出に寄与するといった観点からも、当該市有地は有効に活用できていると考えてございます。

なお、貸付け期間終了後の当該市有地の取扱いにつきましては、現時点では未定でございますけれども、その時点での社会情勢や湖岸地域の状況等を踏まえまして判断をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） 令和１５年までの２０年間の契約であるということで、すぐにはどうのこうのということはいかないと思いますけれども、やはりあの土地を買収した経緯とか、あるいは立地状況、特に湖岸に面したところにある、マイアミ浜の前にあるというようなことで、例えば道の駅であるとか、あるいはいろんなそういうマイアミ浜とリンクしたような事業も検討できないかなというようにも思いますので、将来的な課題として取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、４点目に、湖岸の浜欠けについてお伺いをしたいと思います。

こちら、前回お伺いした際には滋賀県により平成２４年度より養浜事業が実施されて

おり、令和4年度においてはマイアミ浜北側部分やあやめ浜において対策工事や養浜工事が実施されるとの回答でございました。これらの工事によって、浜欠け問題が解決したものなのか、あるいは今後もまだまだ工事が必要なものなのかを伺いたいと思います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、服部議員の4問目のご質問にお答えをいたします。

浜欠け対策についてでございます。こちらの対策につきましては、滋賀県が琵琶湖保全再生計画及び河川整備計画に基づきまして、浸食されました浜に砂を人工的に戻すいわゆる養浜、また砂が流れるのを防止する突堤の設置などによりまして、令和7年度まで浸食対策を実施される予定でございます。

この工事のうち、養浜工事のほうにつきましては令和4年度までに完了しております。令和2年度から令和4年度に実施をいたしましたあやめ浜については、現在のところです。が砂の流出もなく、安定した状態にあるというところでございます。

また、令和5年度及び令和6年度におきましては砂浜の浸食を防止するため、3基の突堤の設置工事を行われます。令和7年度にはマイアミ浜オートキャンプ場付近の砂浜の浸食を防止するため、石積みの護岸を設置される予定でございます。

今後も滋賀県と情報を共有しながら、引き続き砂浜の状態を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） 現状工事で浜欠けは停止しておるというふうなことでございますが、実際は以前よりも随分あやめ浜もマイアミ浜もいわゆる砂浜としては減っておると。マイアミ浜、例えばオートキャンプ場、松の木があるところ、すぐもうがって段差があって、もう琵琶湖になっている。昔はもっと前浜がずっと砂浜がありました。あやめ浜も一緒のことです。漁港より言うたら東側といいますか、部分、松並木のところで砂浜が短い、ちょっと段差があって砂浜になっておりますが、昔は松並木の前のほうに実はあやめ浜、当時の近江鉄道が建屋を建てて水泳場を開設されておって、そういうような建物が建っておって、そのまですべて前のほうが砂浜というようなことで、大分50メートルぐらいへこんでいるんじゃないかなと。

それから、一番問題になっておるのは、やはりもうちょっとずっと家棟川の橋のほうに

向けてカーブしている部分ですが、あそこら辺が前もう２メートルぐらい段差があって、いわゆるあのまま浸食されたら湖岸道路まで影響があるんじゃないかなというふうなことを心配しておったわけでございます。その辺のところにつきましても、十分現状把握されておると思いますので、今後も養浜工事、浜欠け防止に向けて取り組んでいただければというふうに思います。

５点目に、ヨシの植栽についてお伺いしたいと思います。

ヨシの植栽につきましては、平成１９年から地元中主小学校の児童や環境保護団体等の協力を得て実施されていると聞いていますが、なかなか定着していないのが現状かと思われます。今後の見通し等についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、５点目のご質問にお答えをいたします。

ヨシ群落の復活を目的に、環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」の「琵琶湖を守ろうプロジェクト」におきまして、平成１９年度からヨシの植栽活動を実施されておるところでございます。また、中主小学校におきましても環境学習の一環といたしまして、ヨシの植栽に取り組んでいただいているところでございます。

毎年１１月頃にヨシを植栽しておりまして、その以降、冬の琵琶湖の強い風、また波の影響を受けまして流出する部分もあるのはありますが、少しずつではありますが範囲を広げておるというところでございます。定着率を高めるため防波柵、これにより波を防ぐとともに、植栽の場所を少しずつ変えるなど、関係者が試行錯誤しながら植栽活動に工夫を加えていただいております。

今後におきまして、市といたしましてもこれらの取り組みに協力をし、定着率の向上に向けまして創意工夫を重ね、ヨシ群落の再生を目指していきたいというふうに考えております。

また、この活動、環境学習に通ずるものでございます。琵琶湖岸の自然環境保全に対する市民の意識が高まりますよう、併せて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。ヨシの植栽も、物理的にヨシ群落増えていくということはなかなか難しいかと思いますが、ただやはり市民の取り組みあるいは子どもたち、小学生やらの取り組みとして、このヨシの再生に取り組んでいる、あるいは

この琵琶湖の現状を見ていただくということは非常に大きな勉強になると思いますし、そのことの効果というのは非常に大きいと思います。やはりヨシ群落が再生することによって、魚の産卵場所であるとか水鳥の行き場所、産卵場所になるとか、そういうようなことで、やはり琵琶湖そのものの再生にもつながっていくというふうにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6点目に、漁業の問題についてお伺ひしたいと思います。

先日の新聞で、今年の稚鮎の漁獲が平年の3%ぐらいしかないといったことが報道されておりました。前にも取り上げましたが、シジミについても減少が続いているものと思われます。漁業の現状と対策、今後の見通しなどをお伺ひしたいと思います。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、6点目のご質問にお答えをいたします。漁業の関係でございます。

近年、猛暑や琵琶湖の水位の低下といった関係で産卵数の減少、さらにカワウによる食害、またそうしたもろもろによりまして漁獲量のほうが減少しております。さらに、昨今物価高によります影響を受け、各種経費の高騰などによりまして、漁業を取り巻く状況は厳しさを増しておるといふふうに認識をしております。

このような状況の中、漁業の港湾施設の修繕、さらに湖面上の水草の除去を行うことによりまして、安定的な漁業の継続を支援しておるところでございます。令和6年度の予算になるところでございますが、今議会に計上させていただいている部分でございます。この中で漁業被害が多いカワウ対策ということで、えりに対しましてカワウが入ってこないよう防鳥ネットを設置するという経費に関しましての支援を計上しておるところでございます。こうした取り組みによりまして、漁業被害の低減を図ってまいりたいというふうを考えております。

今後の見通しというところでございます。

今後、滋賀県におきましていわゆる漁協が30数か所ございます。その漁協のほうの合併というのが今進められておりまして、令和6年10月には新しく各市町の漁協を取りまとめた形で県で1つの漁協に合併するという取り組みでございます。この合併によりまして、漁業の基盤となります漁協の強化で組織を強靱にするとともに、水産物の販路開拓やブランド力向上を滋賀県全体で取り組むことによりまして魚価の安定向上を図ること、新規就業者の育成を図ること、さらに共同利用できます製氷冷蔵施設、そうした整備を進め

ることによりまして、漁獲物の鮮度保持、さらに高付加価値化を図っていくということを目指しておられるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。漁業を取り巻く非常に厳しい状況でございます。漁業の従事者そのものも減少して高齢化が進んでおると。漁業収入そのものも前もお伺いしましたが、一般よりもずっと低いというような問題、そこへもって、今おっしゃったようにカワウの被害、あるいはいろんな外来種、シジミ一つでも本来のセタシジミ以外のシジミですね、特に問題になるような台湾シジミとか、そういうような外来種の侵入、スクミリンゴガイとかいろんなものの侵入、いろんなことがございますし、やはり本来の鮎とかフナとかビワマスとか、こういった地域の特産品として、琵琶湖の特産品として安定的に漁獲できるように様々な対策をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2点目のほう、市内の公共交通のあり方についてお伺いしたいと思います。

マイカーの普及によりまして、市内の定期バスの運行は減少の一途をたどっております。循環バス「おのりやす」で一定カバーされておりますけれども、2時間に一本程度の運行でございまして、日曜、祝日についてはこの「おのりやす」も運行されませんので、公共交通が何もない状況となっておりますわけでございます。

高齢化の進行によりまして、運転免許を返納した人からは、買物とか病院に行くのに非常に不便だという声をよく聞くわけでございます。

1点目、市内で運行している近江鉄道バス、滋賀バスの運行状況の現状や今後の見通し、市から援助等についてあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、服部議員の市内の公共交通のあり方についてのご質問の1点目についてお答えさせていただきます。

市内で運行している民間路線バスは近江鉄道バス、滋賀バスの2社でございますが、両社とも今般の運転手不足、運転手の労働環境改善を目的としたバスの運転手の労働時間等の基準に関する改善基準告示の令和6年4月1日からの適用に向け、令和5年度において、近江鉄道バスでは1日9便の減便、滋賀バスでは1日4便の減便が行われ、併せて運行時刻の見直しも実施されております。また、市から民間バスへの補助金といたしましては、野洲市地域内フィーダー系統確保維持費補助金として、近江鉄道バス吉川線に対し、年度

内に８１万８，０００円を支出いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○８番（服部嘉雄議員） 確かに悪循環になっておる。私、思い出しますが、旧中主町におった時代に、近江鉄道バスのあやめ営業所ができたときは、あやめ営業所と野洲駅の間、今の何十倍ものバスが走っておりました。１日にこんなお客さんあるのだろうかと思うほどありましたが、もうどんどん減らされて、今やもう朝夕だけというふうな状況でございます。

先般も市内走っておりますと、高木のところにバス停があるんですが、休止中と書いてあるんですね、休止中。もうどの路線が走ったのか分かりませんが、以前も市長も近くの永原のバス停やらが廃止されて、道路が広くなって、バス停のエリアはあるんですがバス停留所がないというようなところになっておる。木部循環もルートが変わってしまっておるというふうなことで、本当に公共交通として実際になかなか当てにできないと。かといって、今おっしゃったように補助金、近江鉄道に年間８１万円だけではとてもそんなものカバーできるものでもないように思います。今後も何とか公共交通確保に向けて頑張っていただきたいと思いますけれども、２点目にまいります。

循環バス「おのりやす」は市内７路線で運行しておりますけれども、なかなか市民の要望に応え切れていないと感じております。担当部局として何が問題点とお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、服部議員の２点目のご質問にお答えさせていただきます。

近年の少子高齢化社会において、市民生活にとって移動手段の確保は生活をしていく上で重要な課題であると認識していますが、慢性的な運転手不足や採算上の課題を抱えています。

最初にバス運転手不足についてですが、市のコミュニティバスについては、現時点では辛うじて必要な運転手は確保しておりますが、令和６年４月に実施予定のコミュニティバスのダイヤ改正の要因は、運転手の労働環境改善を目的としたバス運転手の労働時間等の基準に関する改善基準告示の令和６年４月からの適用によるもので、今後の見通しについては厳しいと考えております。

次に、採算上の課題でございますが、年々コミュニティバスの乗客数は増加しており、令和6年2月末の乗客数から推測すると、今年度につきましては過去最高の約6万6,000人程度と見込んでおります。これは少子高齢化の進行による運転免許返上者数の増加や、民間路線バス減便等が主な要因として想定しておりますが、これに伴い、市としても市民の交通手段を適切に確保する観点から、必要に応じてダイヤ改正や路線等の見直しを行っており、投入する予算も年々増加する傾向にあります。今後利用される市民の市内の公共交通に対する需要については不明確な部分もございますが、増加する可能性は高く、需要に対する対応の増大は投入する費用の増大にもつながり、そのバランスについては大きな課題と認識しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） なかなか限られた予算の中で路線、この7ルートを維持していくというのは非常に難しいと思いますが、またこれは私の私見でございますけれども、一般アプリを開発されてバス「おのりやす」のそういった何といたしますか、もう来るよというのが分かるような、もうちょっと進めて、例えばもうデマンドといいますか、予約制といいますか、ボタンを押すことによって、この停留所ではお客さんがあるよと。そやからそこに行きましょうと。そやから、それまではもう例えば極端に言うたら市内の3本か4本ぐらいの幹線道路をメインに運行回数を増やして、予約というか、ボタンが押されたらそこへちょっと寄って行って、また乗せていくというような、何といたしますか、今、枝葉ずっと思っているとはほとんど空の場合が多いように思いますけれども、その辺の検討といいますか、そんなことも一遍ちょっと再質問でございますけれども、ご検討いただけないものか伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃっているとおり、いろんなアプリが出ております。そのアプリ、今、議員のおっしゃっているようなアプリが存在するかどうかちょっと私も存じませんが、そのアプリの内容によって、今コミバスの方、利用者の方の需要とアプリの内容によって、当然今後検討していくべきだと思っております。

議員が今おっしゃっておられるのは、どちらかというとデマンド的な考え方でございます。デマンドも便利なんですけれども、守山市さんとか当然デマンドを採用されておられますが、利用者数は守山市さんも10年以上やっておられて、やっとな最近増えてきました

けれども、もともとデマンドの場合利用者が少ない。要は電話をしたりとかする手間が市民の方の負担になる。

もう一点、デマンドについての弱点というか、もちろんメリットもあるんですけど、デメリットにつきましては、1人当たりの輸送単価がどうしても結局タクシーと同じになりますので、コミバスは定時運行定時路線ですから、予算的にも1人当たりの運行コストはどうしても高くなります。もちろん、だからといってデマンドを否定するものではなく、市町村によってはコミバスとデマンド並行しているところもございますので、今後議員のご提案いただいている内容も含めて、利用される方の需要を鑑みて検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） これは私の私見でございますので、1つの提案としていろんなアプリを活用する中で、今のメイン路線で、あとデマンド的な要素も入れて、今日のいろんなAI技術といいますか、いろんな先端技術を導入したら、そういうことも可能かなと思いますので、いろんなご検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。

先日の新聞で、一般ドライバーが自家用車を使って有料でお客さんを運ぶライドシェアという仕組みが2月末から石川県の小松市で開始され、4月から大分県の別府市や富山県の南砺市でもスタートするなど、23の自治体で開始される予定であるとの記事が掲載されておりました。従来過疎地域でしかこのようなことはできなかったライドシェアでございますけれども、規制緩和によりまして市街地でも取り組めるようになったとのことでございます。野洲市でもこのような手法を導入検討されないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、服部議員の3点目の質問についてお答えさせていただきます。

ライドシェアとは、一般ドライバーが自家用車を使って有料でお客様を運ぶものであり、多くの市町村が自治体を実施主体とする方式での導入の検討をされているものと認識しております。

野洲市では、JR、バス、タクシー等の公共交通網が一定維持されている状況であり、現在策定中の野洲市公共交通計画においても現在の公共交通網を維持する方向が示される

見込みであることから、現時点での野洲市におけるライドシェアの導入は考えておりません。

しかしながら、今月1日の報道でも令和7年に本県で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会において、滋賀県知事がライドシェアについての導入を検討している旨の報道もありましたので、これらの動きも十分に留意し、必要に応じ、本市の公共交通における選択肢に入れることも検討していきたいと考えております。

また、従来から市内において交通弱者に対する移動支援を行っている自治会もあることから、今後、同様の活動をする市民活動団体等の立ち上げがある場合は積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） 1つの方法だけでなく、様々な手法を検討いただいて、本市にとって一番いい方法を実施できるように頑張っていただければというふうに思います。

4点目でございます。

令和8年度末に野洲市民病院が開院する予定でございますが、それに伴いまして、病院と野洲駅北口を結ぶピストンバスを1時間に3本程度運行するという事になってございます。片道3キロを約6分で運行するとの計画でございますが、例えば、以前野洲電車基地で昨年まで実証実験されておりました自動運転バス、BRTのような仕組みというのは検討されていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 服部議員の4点目のご質問でございます。

新病院と野洲駅北口とを結ぶピストンのバスにつきましては、市三宅地先への高等専門学校の開校と併せまして、自動運転バスの運行の可能性につきましても庁内で検討を行ったところでございます。

ただ、現時点での自動運転バスにつきましては、国交省の運行レベルによりますとレベル3からレベル4のいわゆる実証実験段階にあるということに加えて、輸送能力にも課題があります。想定される乗車ニーズを満たすことができないことから、現時点での導入検討を進めることは現実的ではないと判断をしております。

また、ご指摘をいただいておりますBRTにつきましても、速達性、定時性、輸送能力にも優れたシステムであります。専用レーンやバス優先レーンでの専用走行空間の確保

を基本に自動運転での輸送するシステムでありますので、例示されております野洲駅北口からの路線につきましては、新たに専用レーン等の用地確保等も必要となりますことから、導入は困難であるというふうに判断をしております。

一方で、このように現時点での自動運転バスの導入を断念しておりますけれども、ご承知いただいておりますとおり、その技術は年々進化を続けておりますことから、将来的な市の公共交通として、引き続きその動向にも注視をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 服部議員。

○8番（服部嘉雄議員） ありがとうございます。技術、日進月歩といいますか、もう本当に、病院の開院も高専の開校も数年先といいますか、その中で、必ずこれ無人運転といいますか、実現していくんじゃないかなと。

先般、議員研修が栗東であったときにも無人運転といいますか、レベル4とかレベル5というのいずれ実現するというふうに思いますので、そうすると、今布施部長おっしゃっていただいたような専用レーンがなくても運転、ピストンで行けるんじゃないかなと、そういう技術も開発されていくんじゃないかなと。やはり野洲市が全国からも注目されるような先進的な取り組みも検討していくのも必要かなと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第3号、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智議員） 第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、早速、質問させていただきます。

まず1点目、野洲駅南口周辺整備についてお尋ねいたします。

野洲駅南口周辺整備事業として、病院整備予定地であったAブロック、そして文化ホールの臨時駐車場として利用されているBブロックの一部、また駐輪場、公衆トイレなどが設置されているCブロックを先行して整備する計画のもと、公募型プロポーザルが実施され、先般2月26日に書類の受付が締め切られたところであります。

本計画での整備範囲につきましては、文化ホール、また小劇場が隣接しており、この文化3施設の統廃合とも密接に関連しております。

南口の一体的な整備に当たっては、全体像を描いた上で整備を推進していく必要があると考えますが、今回部分的な整備計画が先行することになっております。

また、本計画に並行して、このBブロックの土地交換の協議がJ Aとの間で進められており、また、これは令和9年度内での完了を予定しているということでもあります。しかしながら、本計画は令和9年度初めの開業を今のところ予定しておりまして、Bブロックの土地交換が予定どおり進んだとしましても、このA、Cブロックの開発に遅れることになり、A、Cブロックの整備後の運営に影響を及ぼすことも考えられます。

また、この協議が万が一不調に終われば、南口整備全体に大きな影響があるため、速やかに土地交換の手続を完了させる必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。

1点目、J Aとの土地交換についての進捗状況をお伺いします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、益川議員の1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

J Aレーク滋賀との土地交換の手続につきましては、現在交換対象となります互いの土地の測量を行っているところでございまして、3月中に完了する見込みでございます。併せまして、来年度前半に予定をしております不動産鑑定評価に向け、鑑定条件等の協議も進めているところでございます。現在の進捗状況としてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 関連質問なのですが、再質問させていただきます。

公募要項の中には、隣接する野洲こどもの家も令和9年に解体予定となっておりますが、そちらについては現在の予定を教えてください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） Bブロックにつきましては、議員ご指摘のとおりJ Aレーク滋賀との交換と学童保育所の移転が伴います。これらの手続につきましては、令和9年度の完了を予定しております。こちらにつきましては、もう少し検討を加えまして、スケジュールのとおり進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 先日の荒川議員の代表質問であったかと思うんですけれども、容積率について400から600にする検討を今進めているということでありました。そ

の点に関しては、この公募要項の中には協議中、もしくは検討中でしたかね、であるとされておりまして、結局どちらでいくのかというのが明らかになっていないままこの公募が進められていたということになります。このJ Aとの土地交換であったり、野洲こどもの家であったり、今回の容積率の変更であったり、そのようなものが今回いただいている提案に大きく影響を及ぼすことはないのでしょうか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 議員ご指摘いただいております容積率の変更につきましても、公募要項の中で検討を加えていくというふうに記しをさせていただいております。少しページのほうは今確認をさせていただきますけれども、都市計画法に係ります制限の中で、用途地域が商業地域であって容積率が400%であるという規定については、容積率の緩和について協議を行っているということを明記させていただいております。これを前提にご提案をいただきますので、ご提案の内容を踏まえまして、この容積率の緩和に向けた協議も順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 特に容積率に関して、これが変わるかわからないかによって、高度利用という観点から大きく提案内容も変わってくる可能性があるかと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 容積の緩和につきましては、具体的にどういった提案があるのかということも踏まえまして協議を進めてまいりたいというふうに思いますし、そこは提案の際には柔軟に対応してまいりますというような表現で協議を行っているということを付記させていただいておりますので、問題なく手続は進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） そのように認識しておられるのであればこれ以上は言いませんけれども、やはりどちらかによってその提案内容というのは大きく変わってくるものと通常は考えられるかと思うんですが、次の質問に移ります。

現在公募しておりますA、B、Cブロックについて、今後のスケジュールをお伺いしま

す。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、益川議員の２点目のご質問についてでございます。

現時点で市が示しておりますスケジュールにおきましては、ＡブロックとＣブロックにつきましては、来年度市と連携事業者が協議の上、詳細な事業計画を作成いたしまして、事業契約を締結後、令和７年度、８年度で設計と整備を行い、令和９年度に供用を開始をする予定でございます。

なお、Ｂブロックにつきましては先ほども少し触れさせていただきましたとおり、ＪＡレーク滋賀との土地交換と学童保育所の移転が伴いますので、これらの手続は令和９年度の完了を予定しております。したがって、ＡブロックとＣブロックの整備より２年か３年程度遅れるというふうに想定をしております。ただ、正式な整備スケジュールにつきましては、来年度連携事業者との協議の中で決定をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 今３年とおっしゃいましたかね、あっていますか。聞き間違えましたか。どうですか。いや、うなずいていただだけで。あっていますね。

それだけ遅れるということは、やはりＡ、Ｃブロックを整備して実際運営していくに当たって、大きくこの提案にも影響を及ぼしてくるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 提案の内容につきましては、委員会のほうでまた審査をいただく予定でございます。これらの影響があるかないか等も含めまして、十分審査をしてみたいというふうに考えておりますし、今現在におきましては、あらかじめそうしたスケジュールもご提示をさせていただいている上でのご提案をいただくというふうなことでございますので、十分対応していただけるものであるというふうな認識をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 1点確認させていただきます。今回の提案に当たって、事業者はこのBブロックに関しては3年遅れるということを認識した上で公募に対応している、手を挙げてきているということでしょうか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 具体のスケジュールにつきましては、時点で施工時期が異なるということを公募の中でもお示しをさせていただいておりますし、そこは十分ご理解をいただいているものというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） Bブロックに関しては、確かに遅れる可能性があるということは記載があったかと記憶していますが、それほど遅れる、どれほど遅れるかというのは大きな問題だと思いますし、公募するに当たって決めておくべき、記載しておくべき事項だと考えますが、いかがですか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 提案に際しましての要項におきましては、議員おっしゃっていただきますように遅れる可能性については十分整理をさせていただいた上でご提案させていただいておりますし、そのことをご理解いただいている。ただ2、3年という年次につきましては具体的に申し上げておりませんけれども、その部分につきましても審査の中で十分協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） その3年という前提があるかないかで提案内容が大きく変わってくるかと思うんですが、そういう進め方で行かれるということで理解はしました。

直近のところで選定委員会が開催され、選定に当たっての審査をされるということであります。これ有識者と職員の7名以内で構成されるということではありますが、今一番懸念しているのが、審査に当たっては一応審査基準公表されていますけれども、本当に何を重視されるのかというところが私としては本当に気になるところでありまして、今回施政方針でもありましたかね、急ピッチで駅前整備を進めているということがあって、今回A、Bブロック、A、B、Cブロックでの部分的な開発整備計画が進行することとなっています。その急ピッチというところがその審査に反映されることがないのか、しっかりとその

内容面において十分に検討されて審査が実施されるのか。一方、市はこうやって10年も放置されてきた駅前を速やかに整備したいんだという方針のもと今計画を進めています。その市の考えが審査に影響することはないのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 益川議員のご質問の意図がちょっと分かりかねる部分があるんですけども、審査につきましては、審査の視点で審査基準の既に配点の部分まで十分お示しをさせていただいた上で、ここを客観的に評価いただくというようなことでございますので、その審査に際しましては公平性、客観性を持って十分考慮いただいて審査をいただけるものであるというふうに認識をしてございますし、益川議員おっしゃいますような点についても全く問題がなく進めていただけるものであるという認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 選定委員会の中の委員として職員が1名、ごめんなさい何名か分かりませんが職員が入ることになっています。しっかりと公平、公正に審査をしていただくものだと考えてはおりますが、この市の方針というものを横目に見ながらやはりやることになりますので、その影響というのは避けられないかと思います。

今回、その審査に当たってその公募要項の中に、1項目でも6割を切ったところは失格ですよということがあったかと思います。これでいうと、最低6割全部満たしたら、どこかが満たしたらそこになるという可能性もありますし、先般議案勉強会の中でこの公募に当たって不調に終わった場合、また延期する可能性があるということを職員さんが言及されたんですが、あえてそのような場でその可能性について、公募にはあります、公募には書いてありますけれども、公募要項には書いてありますけれども、あえてそのような場において、今回の入札において審査の結果、それが実際に契約締結に至らなければそのような可能性、今回の駅前整備が遅れる可能性があるということを言及されましたが、あえてそこで言われるということは、何かしら意味があるかと思います。今回の入札に関しての、今の担当課としての認識をお聞かせください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 益川議員おっしゃっていただくような不安な要素があるのかどうかということかと思いますが、これはあくまで審査基準に従っての判断があるということですので、ありきではないということを申し上げたところでござい

す。つまり、何が何でも提案に従って市は決めていくということではなしに、客観性を持った審査基準に従って評価をしていただくということですので、可能性としては点数が満たない場合も当然想定されるということを申し上げたということでございます。ご理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） しっかりと客観的な審査基準に基づいての審査というもの、当たり前ではありますが、改めてお願いをしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

残りのブロック、Bブロック、またはD、Eブロックについてはどのようなスケジュールで進めていかれるのかお尋ねします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、益川議員の3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

Dブロックにつきましては、令和7年度からシライシアター野洲の改修工事に向けて、来年度設計業務を行う予定でございます。

また、Eブロックにつきましては具体的な整備時期や整備内容は現時点においては未定でございます。今後A、B、Cブロックの整備内容に合わせまして、野洲駅からの一体的なまちづくりを創出するエリアとして、効果的に活用していきたいというふうに考えております。

なお、Bブロックにつきましては先ほどお答えをしましたとおりですので、説明は省略をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、再質問させていただきます。

先ほど、可能性として不調に終わる、今回の入札が成立しない可能性ということをおっしゃっていただいたかと思います。もしそういうことがあるのであれば、この残りのブロックについても、前段で最初にお伝え、お話しさせていただきましたが、不調に終わるのであれば、これは検討委員会での委員長も言及しておられましたが、やはり市としてどのような駅前整備をしたいのかという主体性を持った形で全体について、また改めて見直すべき、見直す必要があるのではと考えますが、この点についてお考えを教えてください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） まず、現時点で審査会これからでございますので、否定的な考えはまず持ってございません。積極的にこのご提案をどういった観点でご提案いただいているのかというような審査を経まして、連携事業者を決めていくということでございますので、現時点において、その後の採用されなかった部分についてはどうしていくのかということについては、今お答えをさせていただくということは控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今積極的とおっしゃったんですけど、その1個前の答弁では、客観的な審査基準に基づいてということをおっしゃられます。市の積極的な姿勢が見え隠れすればするほど、客観的な審査に影響を与えるかと、影響を及ぼすかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） すみません、益川議員、私の答弁を少し一部分を切り取っていただきますとそういった形になるかと思いますが、基本的に先ほど申し上げましたのは、客観性を持った審査基準を有しているということから、100%通るわけではありませんよということを申し上げたものでございます。一方で、これから審査をする事業でございますので、マイナスの要素につきましては、できるだけ対外的な部分もございまして、お答えを差し控えさせていただきたいということをご理解いただきたいということを申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 別に言葉尻を捉えるわけではありませんが、今の話でいうと、今回の入札が不調に終わることが、しかも客観的な審査基準に基づいて今回は駄目ですねとなるのが、それはマイナスのことなんですかね。まちづくりとしては、しっかりとそれが判断されて、じゃあ、次のステップに進もうということになると思うんですが、いかがですか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） まず、その後の提案が認められなかった場合を想定しての

対応につきましては、今回の発言は少し控えさせていただきたいということをご理解いただきたいというふうに思います。

マイナスかどうかということですが、提案をいただく際のこの審査基準の前段のこの進め方なり、このA、B、Cブロックの整備の考え方につきましては、これまで周辺整備検討委員会で十分な議論をいただいた上での提案です。ですので、そこは市民意向も踏まえた考え方になっておることから、マイナスかどうかといいますと、やはり市民の意向を踏まえての提案をいただけるものであるというような観点に立っての判断になるということですので、プラスかマイナスかということにつきましては差し控えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） いずれにしましても、選定委員会の皆様にはこの客観的な審査基準、整備ありき、今のスケジュールありきではないそのような評価基準に基づいて進めていていただきたいと思います。

では、次の質問に……。

○議長（山本 剛） 益川議員、暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

益川議員。

○10番（益川教智議員） それでは、2点目の質問に移ります。M I Z B Eステーション整備についてです。

現在、本市では高専整備予定地の隣接エリアにおいてM I Z B Eステーションを整備しようとしております。これは、令和5年3月31日に国交省により新たに登録された制度でありまして、いまだに全国的に事例が少ないという状況があります。それに伴い質問いたします。

まず、M I Z B Eステーションとは何か、基本的なところから押さえていきたいと思えます。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、益川議員のM I Z B Eステーションとはというご質問にお答えいたします。

災害時に緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための施設ということで、河川防災ステーションというのがございます。M I Z B Eステーションといいますのは、その河川防災ステーションのスペースを活用しまして、平常時には市町村などの取り組みにより地域活性化やにぎわいの創出が期待される施設でありまして、国交省に登録されるものです。また、水防関係者や住民などあらゆる関係者に活用される流域治水の起点でもありますし、地域のにぎわいの核として期待される施設ということで、ご質問にもありましたけども、令和5年の3月に国土交通省が新たに創設された制度となります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、次の質問です。

本市におきまして、M I Z B Eステーションを整備する意義というものについて教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、2点目の本市で整備する意義についてお答えいたします。

本施設は、野洲川などの決壊による緊急復旧活動を河川管理者の国土交通省が実施するという施設であります。それに加えて、本市においては水防活動を関係機関で迅速に行うための防災拠点ということになります。

本市におきましては、このM I Z B Eステーションを整備する意義としまして、先ほどの災害時の対応に加えて、それを広域的な防災拠点という形で確保することと、あと市街地と河川との一体化というところを念頭に、平常時の地域交流の拠点であったり、あと憩いの場を確保するという、あと隣接する滋賀県立高等専門学校と連携しまして、土木技術、あと水防、環境学習などの専門的な人材育成を図ることが期待できるということで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 本市での意義についてお聞かせいただきました。にぎわいの創出、平常時のにぎわいの創出、地域拠点の核ということをおっしゃいました。その一方

で防災拠点、広域的な防災拠点ということもおっしゃいました。防災に関してはある程度トップダウン的にここが必要だということを考えることが必要かと思いますが、にぎわいなどに関しては、地域住民であったり利用者であったり、その周辺の例えばご意見であったり、ボトムアップ的な発想というものが必要かと思いますが、今回このM I Z B Eステーション整備に当たって、十分そういうボトムアップ的な意見を今まで、これまでの段階においては拾えてきたという認識があるのかないのかお答えください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） ご質問にお答えいたします。

現段階で、M I Z B Eステーションというのはまさに計画を策定している段階でして、昨年11月から協議会を立ち上げまして、関係者集まって今計画の案をつくっているというような段階になります。

加えまして、2月には住民説明会を実施しておりまして、その場でこの施設の方針であったり、あと地元の方が期待されることということでアンケートも取らせていただいたところになります。

当然これはまだきっかけでございまして、これからこの事業を進めていく上では、まず計画を策定した後に、この施設をどのように使えばいいかということで、しっかりと住民の方からも意見を聞くとともに、関係機関にもしっかり周知をした上で、まさににぎわいで活用していただけるような、そういう施設につなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 重ねて再質問です。今計画策定、これから進めていくというところではありますが、内部的な協議ですね、M I Z B Eステーションの整備に当たっては当然環境にも配慮した上でということもあります。今回政策調整、こちらの都市建設部が中心となって政策調整部と進めていくとは思いますが、この環境経済部との十分な調整・協議というのは図られておりますでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 環境経済部との調整はまだこれからにはなりますけども、この施設をどのような活用をしていくかということもまだ決まっておりませんので、そういう中で、例えば環境学習で活用するということになりましたら、当然その人員の確認

もしないと駄目ですし、その内容、プログラム等も確認をしまして、このM I Z B Eステーションが出来上がるのはまだ先ではございますけども、それがしっかり出来上がった時点でしっかり機能するように、関係機関との調整というのも図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） それでは、次の質問です。

現段階での整備方針についてお尋ねいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、現段階の整備方針についてお答えいたします。

今4つの方針を掲げて計画、整備のほうを進めようというふうに考えております。

1つ目は、激甚化する自然災害に対応するため、市民が日常的に災害に備え、発災時に適切な行動ができるよう、地域住民、消防団、自主防災組織などと連携した総合防災訓練会場として活用すること。

2つ目は、市ならではの情報発信、新たな観光資源を掘り起こしまして、市民、団体、商工業者、観光事業者と連携しまして、多くの人々に訪れていただける定期的なイベントの場として活用すること。

3つ目は、自然と触れ合える空間を整備しまして、里山から野洲川、琵琶湖まで連続する自然豊かな自然環境が守れるまちを目指しまして、野生動物の生息、生育環境を確保、創出できる場として活用すること。

4つ目は、隣接する県立高等専門学校や地域企業と連携した技術研修のフィールドとして活用しまして、若手技術者の育成支援を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の拠点として整備して、地域と連携した清掃活動など、活動フィールドとして活用することというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今、整備方針についてお答えいただきました。

それを受けて、具体的な整備エリアの案としてスポーツパーク、サイクルパーク、広場ですかね、が今のところ案として出ております。これらの整備に当たって、次の質問です。当初必要となる全体の費用についてお尋ねいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、事業費に関するご質問にお答えいたします。

M I Z B Eステーションの整備に当たりまして、本市は水防センター、あと県立高等専門学校にも活用いただける陸上競技場など、平常時に利用できる施設整備、これは市が計画しているということになります。

全体事業費につきましては、それらの事業規模を定めた上で算定したいというふうに考えておりまして、まだ事業費そのものは算定はできていないというところになります。

令和6年度には、高専と連携したM I Z B Eステーション整備事業として予算案にこの事業の設計業務を計上させていただいていまして、これは野洲市M I Z B Eステーションかわまちづくり協議会での議論を継続するという内容と、加えて市施設の事業者の選定と、これに向けまして専門知識を有するコンサルタントへの業務発注を予定しているというところになります。

観点としましては、官民連携の可能性調査であったり、あと市場調査を踏まえまして、この施設、事業が継続できるかという観点であったり、あと採算性、これを検討した上で事業者選定を行いまして施設の規模を決定するということが必要であると考えています。今後この業務を進める中で、全体事業費についてもお示しできるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 一定案として、今どういうものをできるか、どういうものをつくるかというのが示されています。これらをつくるとすれば、どれぐらいかかるのかという試算は出せそうかなと思うんですけれども、それはいかがですか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 仮にという形にはなりますけども、二階建てのR Cの耐震補強が平米大体50万円というふうに考えた上で、この二階建ての施設を1,500平米の建物だというふうに想定しますと、おおよそ7億5,000万円かかるというような試算になります。

その施設規模につきましては、その施設をどのように利用していくかということをしっかり考えた上で建物の広さ、大きさも決めていかないと駄目ですので、それがこのM I Z B Eステーションにマッチしたサイズになるのか、これは当然採算性とか持続性も含めま

して検討した上で施設規模を決めていかないと駄目だと考えていますので、これに応じて事業規模、事業費というのは変わっていくものだというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今建物について言っていただきましたが、他に整備しようとしている施設があるのであれば、それについてそれぞれいくら必要なのか、分かれば教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、現時点で想定しているものとしまして陸上競技場を取りますと、これは今、高専のほうにも使っていただくものだというふうに想定した場合には、約6,000万円かかるかなというふうに考えております。

あと、テニスコートも考えておりますけども、これは上面の仕様によっても金額が変わってくるということですけども、例えばオムニコートであれば1面当たり1,000万円を要するかなというふうに考えております。

これらの仕様であったり施設の内容というところも、これから精査した上で全体事業費というのをはじいていかないと駄目だと思っておりますけども、今の想定としてそれぐらいの概算費用を押さえているということです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） MIZBEステーションで基盤部分とレクリエーション部分が分かれているかと思います。基盤部分に関しては一定国が持つ、レクリエーション部分に関しては市のほうで負担するということになっていたかと思いますが、今お示しいただいた費用に関しましては、それらで負担が分かれることがあるのか、それとも市の負担になるのか、どちらになるのか教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 国交省と市の分担につきましては、基盤ということですけども、河川管理施設として防災時に活用できる施設になるかどうかというところで、一定ミシン目が引かれるというふうに考えておりますので、先ほどの競技場であったりテニスコートであったり、どの部分で防災としての機能を持ていただけるかというところは、まさにこれから調整事項になってきますので、その調整によっても事業費というところが変わ

ってくるかというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 今一定示していただきました数字があつて、テニスコートに関しても、当然1面だけということはないでしょうし、何面かつくることになるかと思ひます。広場の整備に当たっても費用は当然かかってくるということになると、かなり10億円近い負担が来るのか、全体の事業費としてはそれぐらいかかるのかなという認識で私は認識しました。

次に進めます。

運営、維持に関して必要な経費についてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、運営・維持費に関する経費についてお答えいたします。

この運営・維持管理費の経費につきましても、先ほどご説明しました令和6年度の業務発注も予定している中で、事業持続性や採算性を検討した上で費用をお示しできるように準備を進めております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 事業を進めるに当たって、今回この整備を進めるに当たって、全体の事業費、また当然かかってくるランニングコストについては示していただいた上で進める必要があるかと思ひますし、ちなみにこのM I Z B Eステーションエリアの管理運営に関してはどこが主体となってやるのか教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 事業主体者、管理主体というのは、まさに今後検討を来年度していく予定をしておりますして、この施設を使った上での事業の継続性、採算性というところも含めまして、ランニングコストについてもなるべく抑えるような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 可能性として、市が主体的にやるのか直営でやるのか、もし

くは指定管理でやるのか、民間事業者を公募するのか、それぞれの選択肢があるという認識でよろしいですか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） その認識で構わないと思います。

施設につきましては、先ほどお話ししました水防センターもありますし、当然トラック競技場、テニスコート様々な施設がございますので、採算性といいますのは、その運営を全部市が持ってしまうと当然かなりの負担になってきますので、その負担をしっかりと運営をしながら確保いただけるような事業者の選定というところも含めまして、持続的にこの施設が維持できることを検討していきたいというふうに考えております。

ですから、水防センターにつきましても、これも丸ごと市が管理するのかというところにつきましても、部屋の中で例えば民間に持ってもらえるようなエリアがあるのであれば、そういうところも探したいというふうに考えておりますので、なるべくランニングコストが下がる、事業がこの施設がしっかり維持できるということを念頭に、しっかり事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 民間事業者を否定しないということであれば、当然さっきから言っておられるように採算性というものが何よりも重視されると思います。それを採算性を図るに当たって、全体の費用、またランニングコストですね、市がやるということで、このまま進めていくということであれば、速やかにお示しいただかなければ、進めていくのか、今行財政改革を行っている中で、この新規事業を進めていくのか、それとも止めるべきなのかという判断ができませんので、速やかに全体の事業費並びにランニングコストをお示しいただきますようお願いいたします。

今後のスケジュールについてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） まず、令和6年度からのスケジュールですけれども、この野洲市M I Z B Eステーションかわまちづくり計画として国土交通省に登録いただくためには、計画を申請することがまず計画されています。

次に、事業者選定に向けた業務発注を予定しておりますので、この業務発注をした上で先ほどの事業費等ももう少し出てきますので、そのところでまたご説明もさせていただけ

たらと思っています。

令和7年度につきましては、事業者を選定しまして、これは令和9年度にかけて設計と建設工事を実施する予定となっております。

令和10年4月の県立高等専門学校の開校に合わせまして、供用開始を目標としているということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） このM I Z B Eステーションに関しては、たしか昨年の全協、10月でしたかで資料提供、説明していただいてから、この半年足らずの間でもう来年事業者の選定等も進めていくということで、あまりに拙速な進め方ではないかというふうに認識しております。新たな事業を進めるに当たっては、やはり最初に述べましたように、しっかりと地域住民であったり周辺住民であったりの意向を聞いた上で、市民ニーズに合っ、採算性もしっかりあるのか、現状のこの市の財政状況で進めていけるのかという観点が必要となるかと思います。そのためには速やかな情報提供、また市民周知ですね、市民の皆さんがこのM I Z B Eステーションを知っておられるかということに関しては、到底そうじゃないと思います。ですので、この最初の段階でしっかりと市民の皆さんを巻き込んでいただいて、ご意見をいただいた上で、この事業を進める、進めるのであれば進めるということで、進め方についてそのようにお願いをしたいんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） この施設を整備して運用していくに当たりまして、市民ニーズであったりだとか採算性というところもしっかり踏まえた上で、事業の供用に向けていきたいというふうに考えております。

先ほど、供用が令和10年4月の高専の開校に合わせますということでしたので、当然できてから動き出すということではなくて、今まさに実施しています協議会であったり実行委員会の中で住民の方もしっかりと巻き込んで、この場所において、例えば環境学習であったり、そういうプレ的な何か行事、イベントみたいなのもしっかりと開催をして、出来上がったときにはそれがしっかりと発動できるように準備は進めたいというふうに思っていますので、そういう中でこの施設のPR、周知というところも兼ねたいと思っていますし、この施設をどのようにしていきたいかというようなことも参加者のほうからしっかりと聞き

取りをする中で、この施設整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 私、MIZBEステーションのこの整備のコンセプト自体を否定するものではありません。最近なかなか自然に触れることが少ない子どもたちが水辺に行って遊ぶというのは大変いいことだと思います。しかし、その一方で、この厳しい財政状況の中、それを進めていいのかという議論も当然あります。ですので、全体としてどのぐらいかかるのかというのは、やっぱり判断するに当たって必要な材料だと思いますので、重ねてお願いしますが、速やかにまた出していただきますようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。行財政改革についてです。

先ほど来申しておりますが、本市では厳しい財政状況に鑑み、市の貯金である財政調整基金を取り崩さない市政運営を実現するとともに、この公共施設の老朽化対策のための基金である公共施設等整備基金を積み増すとして、昨年度より令和8年度までの5年間でその期間として行財政改革を実施しているところであります。

その中で、この財政調整基金については毎年2.1億円の財源捻出を行い、15億円の維持を、公共施設等整備基金においては毎年1.5億円を捻出し、10億2,000万円を積み立てることをそれぞれ数値目標として掲げております。次年度は折り返しの3年目となります。これまでの進捗及び今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、益川議員の大きな3点目、行財政改革について、ご質問にお答えをさせていただきます。

当初の数値目標に対する現在の進捗状況はというご質問でございますが、まず財政調整基金につきましては、基金の取崩しに頼らない財政運営を目指すべく、行財政改革推進プラン策定時点での当基金残高15億円を維持することを目標としておりましたが、実際は行財政改革の取り組みを始めて以来、毎年多額の取崩しを行っておりますことから、令和5年度末残高で約12億円となっております。

一方、公共施設等整備基金につきましては、令和4年度から令和8年度まで毎年1.5億円以上を積み立てることを目標としている中、本年度におきましては5,000万円の積立てにとどまる状況ではあるものの、行革期間開始前の令和3年度に一部前倒しで当基金に積み立てた実績もございますので、令和5年度末残高としては予定を若干上回る進捗

となっている状況でございます。

以上、状況報告とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、再質問いたします。

今、財政調整基金が約12億円とおっしゃいましたが、中期財政見通しの中では令和5年度決算見込みで17億円となっています。その差について伺いいたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 益川議員、2点目のご質問に関連してということによろしいでしょうか。

2点目でご質問いただいております目標と現状の差異の原因はということで、中期財政見通しとの差異のことをご質問いただいているかと思います。

行財政改革推進プランにおける数値目標につきましては、中期財政見通しを基に作成をしております。中期財政見通しにおける建築コストの増大による投資的経費の事業費の増額や、プラン策定後の予期せぬ人件費や物価等の高騰により乖離が生じている可能性が考えられるものでございます。

以上、差異の原因としてお答えをさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 物価高騰などは一定は避けられないかと思いますが、にしても、なかなか厳しいなという認識であります。

次の質問です。

現状から、行財政改革実施期間の最終年度であります令和8年度までの間に当初の数値目標を達成しようとした場合、財政調整基金、また公共施設等整備基金において、毎年どれほどの積立てが必要となるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

財政調整基金及び公共施設等整備基金、それぞれの令和5年度末基金残高見込みにつきましては、財政調整基金が約12億1,000万円、公共施設等整備基金が5億7,000万円となっております。ここから目標として設定をしております金額の差額を令和8年度まで残された3年間でならしますと、財政調整基金では毎年約1億円、公共施設等整備基金では毎年約1億6,000万円の積立てが必要となるというふうな計算となるもので

ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） ちなみに、現在で財政調整基金、令和6年度末はどれほどになりそうですか、実際の数字として。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 先ほど申し上げました5年度末現在高で12億円でございますので、6年度の予算でどのように見立てているかということになります。積立額につきましては約100万円、これは通常ベースの予算となりますので、100万円を計上してございますのと、取崩し額につきましては繰入れということで約1億円を想定して予算に計上させていただいております。これらを加味しますと、11億1,000万円というような金額が積立額の現在高6年度末となるわけでございますけれども、通常この積立額につきましては、財政管理費の中で毎年決算剰余金の2分の1を積み立てていくというルールがございますので、例年でいきますとこれに上乗せする形で、約2億円から2億5,000万円は通常ベースでは積立てが十分可能ではないかということも見立てておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 決算剰余金があるということで、通常であればあるということでしたが、今年度大きく落ち込んでいるところも、本来であればその決算剰余金の2分の1があると、通常であればあるんですが、それが著しくなかった、限りなくなかったということで、今回の財政調整基金がこれだけ落ち込んだという説明を受けておりますので、現状をしっかりと、今回もなかなか決算剰余金ありませんでしたと。次年度以降あるものとして進めていくというのは、かなり危険だと思います。

今のお話では、令和6年度末では大体11億円、そこに決算剰余金の2分の1が足されるということでありましたが、中期財政見通しのほうに戻りますけれども、これでは令和6年度は、令和5年度から比べて約5億円ほど減っております。これに基づいていくと、来年度末には財政調整基金としては約7億円ということになりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 目標額１５億円に対しての推計値でございますけれども、今申し上げました６年度末現在高の推移見込みにつきましては、決算剰余金の２分の１相当額を積み立てているということも含めまして対応していきたいというふうに思いますし、その額につきましては、参考までに申し上げますと、今年度の積立て、５年度に積立てました額は４億２，０００万円計上させていただいたところでございますので、それにどうなるかということでございますけれども、通常ベースでは２億円から２億５，０００万円の積立ては十分想定内で可能であるというふうなことを見込んでおりますので、これを踏まえて、目標額に近い形で推移していくというふうなことも目標として持つておる次第でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 今回、補正予算で減収補填債が３億円発行されておりますが、これがなかった場合どうなりますか。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 今回、特に法人市民税の落ち込みの関係で、減収補填の部分を補填債で対応させていただいたという補正を上げさせていただきましたけれども、それは相当分を見込んだ上での計上、約３億円でございますので、それを見合いでどうこうというような推移は特に大きな影響はないというふうに考えておる次第でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 大きな影響はないということだったんですが、そんなことはないかと思うんですけれども、次の質問に移ります。

行財政改革の目標を達成するには、現在の本市の財政状況をしっかりと把握分析した上で事業の精査をし、市民の理解を得ることが必要となると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 益川議員の４点目のご質問にお答えをいたします。

本市の財政状況の把握・分析に当たっては、今回ご質問いただいた２つの基金残高の確認だけでは不十分であると認識いたしております。昨今、特にふるさと納税の寄附金として新たに大きな収入を得ることとなり、当初行財政改革推進プランにおいて３億５，０００万円で見込んでいたふるさと納税の寄附金の効果額が８億円に伸びるなど、財源確保に大きく寄与しております。

一方、毎年の予算編成において財政調整基金の取崩しが続いている現状など、市民と共

有を図りつつ、あらゆる場を通じて、議員ご指摘のとおり市民の理解を得ながら、事業の見直しをはじめとする体質改善を図る必要があると認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 現状をしっかりと認識した上でとおっしゃいました。ただ、市長の認識として、本当にこの現状をしっかりとこの財政面での危機的な状況を認識しておられるのかなと、ふと疑問に思ったことがあります。施政方針ありますよね。あれ1年目、危機的な財政状況について触れておられます。2、3年目は行財政改革の推進について触れておられます。市長が決算となるこの4年目の施政方針に関しては、この行財政改革については全く触れておられません。現状もうこれでいいと思っておられるのか、もう十分進めたと思っておられるのか、この財政状況、危機的な状況を乗り切ったという認識なのか。今の市長の認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 特に乗り切ったとかそういう考えはございません。粛々と行財政改革は今後も続けていかなければならないとは思いますが、もう絞るだけのことなく、やはり市民の皆さんに住んでよかったまち、住みやすい、住み続けたいまちというものを創出していくためには、絞るだけでは駄目だと。でも不必要なものはやっぱり絞っていつて、絞るというのは行革によって見直していくということになるわけなんですけども、それは引き続いて、無駄なものは改革していくというのに変わりはありません。特化して今年度も行財政改革を進めますということは申し上げていないというだけのことでございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 「だけのこと」とおっしゃいましたが、施政方針はやはりその年度においてどのような意思を持って市長がこの事業を推進していくかという大きな指針であります。それを触れていないだけという理屈は通らないはずです。

この行革に関しては、進めるに当たって今までの分析として、一時金、要するに市有財産の売却等でこれまで市政運営を行ってきたが、その根本的な体質改善が必要だということに進めてこられたはずです。

今回市長も今触れられましたが、ふるさと納税、当初の予定以上に皆さんからの好評を得て、本市の財政状況に寄与していただいておりますが、それをもつてなお、財政調整

基金が取り崩される市政運営が行われ続けているということで、全く体質改善がなされていない、進んでいないのではないかと危惧するんですが、その点について認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 体質改善につきましてなんですけども、本市におきましては非常に人件費比率が高いということが言えます。そしてまた、そういうことを解消していくためにも、直営が多いところもあるんですよ。それが民間に委託できる、民間にしていだける部分はそういうふうに改善していきたいと、そういう意味での体質改善ということで進めさせていただこうということを先ほども申し上げましたとおりでございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） これまで行革、財政状況については、市長は就任当初から危機的状況であると言っておられました。これまで3年間進めてこられて、今年が決算の4年目です。これまでの財政、体質改善についてのご自身の評価をお聞かせください。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 今まで3年間で危機的な財政状況だということ確かに申しておりました。その間、市民にも一定のご負担もいただくという改革もさせていただきましたし、文化施設の統廃合ももちろんそうですし、そういうものをハード的な部分とか、そういう市民の皆さんに一定ご負担いただける部分ということで進めてまいりましたが、やはりこの人件費比率が高いというのがすぐに解消できるものではないということで、今後そういうものに着手していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 人件費比率の高さに関しては、市長が就任される前からの問題であったかと思います。今、「今後」とおっしゃいましたが、ではこれまでどのように取り組んでこられたんですか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） これまで取り組んできた事業の中の1つとしましては、小規模保育を民間委託するとか、そういうことの施策を進めてまいりました。それは1つの例ですけども、そういうことをしてきましたので、今後も今進めているのが第三保育園も民間委託にということで今進めておるわけなんですけども、民間委託できることは民間にということなので今後進めていきたいということでございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 行財政改革についてはこれまで何度か質問させていただいています。私の印象としては、行革と言っている一方で、他に新たな事業、本当にこれは必要なのかどうなのかというのが疑問がある事業がいくつかあります。当然市民の理解を得た上でやっていく必要があるでしょうし、市長が今言われたように、絞めるだけではいけないというのは理解はします。理解はしますが、それでもなお行財政改革をうたって今まで進めている以上、やはり一定この数字目標として財政調整基金を取り崩さないという方針を示しているのであれば、それに基づいた行財政運営というものが必要であろうかと思えますし、今後も引き続き、今までやってきておられるというのであれば、ますますこれ以上に積極的に取り組んでいただきますようお願いして、次の質問に移ります。

市民病院の現状と今後の見通し及び新病院整備についてお尋ねいたします。

現在、総合体育館横のプール跡地で新病院整備の計画が進められております。それまでは現在の場所においてしっかりと地域医療を担っていただく必要があろうかと思いますが、現状、また次年度以降の見通し、さらには入札について疑問があるのでお尋ねいたします。

まず1点目、令和6年度の医師、看護師数をお尋ねします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） それでは、益川議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、医師のほうからですが、令和6年4月の医師数につきまして、勤務形態別の常勤か非常勤で区分して申し上げますと、常勤が16名、非常勤が、これは週1日のスポットの先生も含まれますので、になるんですが、想定で82名、合計98名の見込みでございます。令和5年4月と比較いたしますと、常勤に関しては移動なし、非常勤につきまして今のところ大きく変動はないと考えております。

次に、看護師については任用種別ごとにお答えを申し上げたいと思います。正規の職員が令和6年4月は92名、会計年度任用職員が22名で、合計114名の見込みでございます。これを令和5年4月と比較いたしますと、正規職員で3名増、会計年度任用職員に関しては増減なしの見込みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） では、次の質問に移ります。

市立野洲病院では、この医師の働き方改革への対応策の1つとして、この医師・看護師間のタスクシフト・シェアを進めてきたところかと思いますが、これまでの取り組み、また今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直） 今、駒井部長からの人数の少ないことは十分お分かりいただけたかと思いますが、このタスクシフトというのは、もともとは看護師が、医師ができることでもう簡単なことは看護師にやらせようというのがもともとの厚労省の考え方でした。

現在、人が少ないということもありまして、いろんなパスといいまして、一定のルーティーンでやれることに関してはなるべく看護師さんにやっていただこうということからこれは始めました。結構早めに全国的にも早く行うことができたので、非常にうまくスムーズにいくようになっていきます。

これは、一つ日本の医療制度というのは、医師がいて、看護師がいて、昔の准看ですね、看護補助者がいて、検査技師がいてという具合にヒエラルキーがあるんです。これが、実は本当は看護師と医師と、それから例えば検査技師とかそういうのが並列になっているのが欧米の病院とかそういうところのあり方でありまして、お互いにインフォメーションを共有することができるんですけども、医者が言わん限りインフォメーション持っていても先に進まないですね、日本の場合は。それを了解を取らないといけないというようなことで非常に時間がかかるわけです。その時間を、いったら、ないしは医師の煩雑さを減らそうということで、一定のことに関してはできるだけ看護師さんにやっていただくと。その代わり、看護師さんのいろんな雑務ですね、秘書さんの的な仕事に関しては、看護助手の人にやってもらうという具合に、振り分けられるところはできるだけ他のところに振り分けようということでこの制度を始めました。文書とか、いろんなそういういわゆる普通の企業でもあるようないわゆる秘書さんの的な仕事ですね、外来でもほとんどそうなんです、印鑑を押すとか、そういうようなことに関してはできるだけ医師か看護師がやる必要があるんですけども、それをきちっとやった上で、あとは全部なるべくそういうできるところでやってもらうという具合に変更しようということでいろいろやってまいりました。非常に看護師さんのレベルが高くなってきたというのもあって、ご存じかと思いますが、特定看護師というのがあります。こういうことはやってよろしいというようなことをトレーニングを1年ないしは2年受けることができるようになります。例えば、気管のこういうところ

のチューブを入れ替えるとか、そういうことをやってよろしいというようになると、1回医者が行ってやるということが減るわけですね。十数人で200床の病院をまともに持つというのはこれは不可能に近いので、看護師さんも120、30人しか本当は実働してないので、なかなか大変だとは思いますが、できるだけそういう具合に医師の労力を減らして看護師さんにやっていただく。看護師さんの仕事は、例えば看護補助の人とか、それから他には医師の仕事で文章を書くのがいうと大変な仕事がいっぱいあるんですけども、そういうのも全部代わりにやってもらえるような秘書さん、ないしは病棟で病棟クラークといって、電話番号なんかを看護師さんが来るまで通常やるんですけども、端っこにいと走って戻ってこないといけないわけですね、詰め所に。そういうものがなくなるので、非常にそういう意味での効率がよくなっているということがあります。

さっき言いました特定看護師でいいますと、今年1人合格しましたし、今現在2、3人、多分3人だったと思いますが、行っていて、もうすぐ、だから全部で4人の特定看護師ができるようになると、いろんな分野での仕事を医師の代わりに看護師がやってよろしいという、これは厚労省のお墨つきもありますので、かなり法的にも問題のない、いうと医師の代わりにやれるという状況になります。

そうすると、かなり少ないので大変なんですけど、医師が。将来もう少し増えれば、そういうのも非常に有効に病院の効率としては上がるのではないかと具合に考えていますし、それから外来に関してはほとんどがいわゆる秘書業務に近いので、かなりの科で看護師さんの代わりに外来では看護補助の人が全部やってもらっていて、医者もできるだけそれに協力するということで外来を賄っているということになっています。

これからの、先ほど一番最初に言いましたように、医療制度がもう少し変わって、医者がトップにいるというような話ではなくて、もう少しみんな並列で並ぶような形になると、これがもう少し合理的に先に前に進むのではないかと具合に考えていますので、これはもう日本全国的な問題ではあるので、今年から始まります、大分前にも僕はここで25年問題と言ったような気がするんで間違っていたんですが、1年間。今年から大分24年の度が始まりますと、医師が大学とか大きい病院に行くようになります。そうすると、ますますそういう医師と他の職種との他職種連携も含めて、非常に仕事を分け合うと、できるところはできるように、法律破ってはいけないので、無理やりはやってはいけないんですけども、そういうことをやるということにするということがこれから非常に重要になってくるのではないかとということで、割合先駆け的にやっておられます。

たまたま当院の看護部長がそれを率先してやっていただいたので、滋賀県の中でも、かなり先進的に取り組んでいる病院の1つではないかという具合に僕は思っています。

以上です。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 大変丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

率先して、本市ではスタッフの少なさから苦肉の策という側面もあるんでしょうけれども、このタスクシフト・シェアを推進してこられました。これによって、今一定業務の効率化が図れていくということではありますが、これは以前にもお尋ねしたかと思いますが、このようなタスクシフト・シェアを行った場合、どこかに負担が集中するようなことがあるかもしれませんが、その点、そのあたりは十分に考慮された上で進めておられるかと思いますが、現状をお伺いします。

○議長（山本 剛） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直） 議員のご指摘のとおりでありまして、例えば業務にというか、職種に何か特定の業務が集中するということではなくて、今まで病院の中で看護師さんですね、いわゆる。普通の看護師さんが全部やっていたようないわゆる秘書的な業務は、普通のライセンスを持っていない人がやるということになりつつあるので、そういう点についてはそんなに問題はないんですが、やはり絶対数が少ないんです、病院の規模にしては。そこに関していうと、どうしても当直とか、いろんな医師の業務に関して、例えば朝とか夕方の引継ぎの時間帯に関してはかなり混乱があるというのは否めない事実であります。

問題は、これはタスクシフトだけではなくて、医師とか看護師の数にもあるので、これだけの問題を解決するのに、これからまだ医師の数は減らすという具合に厚労省も言っていますので、今後どうなるのか知りませんが、なるべくたくさんそういう勤務ができる人を集めるということ自体は非常に重要で、その中で上手に勤務を割り振っていくということが今後非常に重要ではないかという具合に考えています。

以上です。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） ありがとうございました。今タスクシフト・シェア等しているけれども、やはりスタッフの人数の底上げというものも必要であるということが認識、確認されました。

では、次の質問に移ります。

市立野洲病院において、本年1月23日にアルツハイマー病新治療薬のレカネマブが京滋地域で初めて接種されたとのことでありました。これが野洲病院や地域医療に与える影響、また期待される効果などについて、専門医としての立場も含めて認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直） 一応約30年以上神経内科の専門医として仕事をしてきましたので、それから私の恩師であります亀山正邦はもともと認知症の専門家でもありましたので、否応なしにまだ病理の時代ですね、脳の切片をつくって研究するという時代から仕事はしてきたわけではありますが、今回出ましたこのレカネマブというのは、脳の中にたまるアミロイドというたんぱくを取ってくることによって、大体アルツハイマー病が発症する20年ぐらい前からたまっているという具合に言われているんです。そういう人について、なるべく早い、今もう既にやっている平均年齢で大体70歳ぐらいなんです、そういう人で物忘れが少しあるという人で来ていただいた方について、今多分県内で一番多いと思うんですが、5人ぐらいを点滴やっています。打つ予定の人が10人ぐらいいるので、たまたま心理士も公認心理師が2人おりますし、それからMRIも新しい機械があるというので非常にやりやすい状況であったということもあって、県内で一番最初に始めることができました。

こういうことを、その病気をスタートからできるだけ早いうちに治療するということができれば、重症のアルツハイマー病が減っていくと、将来にわたっては減っていくという可能性は十二分にあります。そういうことになれば、何年後かは分かりませんが、いろんな新しい薬もまたどんどん出てきますので、これはもうアメリカとかではかなりいろんな治療が行われていまして、あまり専門的なことはここではお話しできませんが、こういう人間の脳の中のいろんな異常について、もうかなり詳しく分かるようになってきて、それをいろんな抗体とかそういう化学物質、ないしはチェックポイントになる本当にポイントポイントで押さえて治療をするということが可能になってきつつありますので、将来にわたっては、人間は100歳ぐらいまで生きてもそんなに認知症にならずに済む可能性は高いという具合に言えると思います。

その始まりがちょうど本年でありまして、これはアメリカもほとんど、去年の終わりぐらいからしか始まっていませんので、そんなに変わりはありません。ちょうど私のところも非常に多数こういう患者さん来ていますので、今後こういうデータがどんどんたまって

いくと、どういう治療をしていっていいかというのが非常によく分かってくるので、必ずしも野洲市だけではありません。北は能登川ぐらいから来ていますので、別に地域医療というわけじゃなくて、昔何かもめましたけども、圏域でいえば、この草津圏域以外にも広い範囲にわたって多くの方でいわゆる物忘れに対する恐怖を緩和できるという可能性のある薬であるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） ありがとうございます。この野洲のみならず、他の圏域についても皆さんからのご期待が多分にあるそのような薬だということで認識いたしました。

では、次の質問に移ります。

次年度より、滋賀医科大学との共同研究講座が開始されますが、それに伴い整形外科医が1名市立野洲病院で常勤として勤務することになっています。これによって、どのような手術が可能なのか、また手術件数の増加の見込みについて認識をお伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 益川議員の第4問目の質問にお答えいたします。

整形外科学講座によるどのような手術が対応可能になるかと、手術件数の増加の見込みについての認識はということにお答えいたします。

手術の種別や増加の見込みについては、先週滋賀医大で決定された直後であり、当該先生方と協議はそこまで整っていないため、現段階において公式にはお答えすることはできません。そのため、現状明らかになっているいくつかのことを前提に、一般的に想定できることを申し上げます。

まず、共同研究講座で新たに着任される非常勤と常勤の先生は、公明党からの代表質問の際に市長がお答えしたとおり、いずれも整形外科専門医で、非常勤の特任教授は人工関節置換等関節外科を専門とされる医師で、常勤の特任助教は運動リハビリテーションを専門とする医師です。次年度の当院の整形外科において、その2人に加え、現状の常勤医1名と非常勤で週1回程度赴任いただいている複数の医師になる予定であります。この整形外科の体制が第1の前提です。そして、全身麻酔を行う整形外科手術は、通常2名以上の医師が執刀と補助を分担して行われるものであり、これが第2の前提となります。

そして、当院手術件数の実績や見込みを基とすると、次年度から毎日手術を行うということにはならず、麻酔科医の効率的な勤務のために、週のうち2日あるいは3日にオペ日を集中させて行うことになるという、これが3つ目の前提となります。

以上、申し上げた３つの前提を基に想定しますと、来年度以降当院で行われる手術は、これまでの肩、手、それから一般的な骨折等の手術の他に、非常勤の医師として着任される特任教授による人工股関節置換術等の比較的高度な手術が徐々に増加していくものと想定されます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 週に３回ほど麻酔医が来られるタイミングということですが、その前提においては、数としてはどれぐらい増加しそうな見込みか教えてください。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 実際、今麻酔科医に関しても現在滋賀医大の麻酔科医の派遣の調整をしているところです。現在のところ、実際にその外来等先ほどの前提でお話ししましたが、赴任いただく先生、そして非常勤で先ほどの股関節のオペをされる先生との詳細な打合せができておりませんので、実際どれぐらい増えるかということに関しては現時点では答えることはできません。麻酔科医の派遣に関しては、現時点で検討しているところでは手術の件数に伴って週２回から３回に増加するというふうなことで今話し合いを進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 週２回の場合と３回の場合でそれぞれ一定は見込みが立つかなと思うんですけども、そこはいかがですか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） ちょっと今の質問よく分からなかったんですけども。

○１０番（益川教智議員） 麻酔科医が週２回来られるか……。

○病院事業管理者（前川 聡） 先ほどの福山先生のお話にもありましたけれども、２０２４年度から医師の働き方改革で非常に厳しい、外勤で野洲病院に派遣いただく場合でも、その麻酔医の勤務時間の調整等があります。ということで、来ていただいてこちらで手術がないというようなことがあってはお互いに利益がないということで、手術の件数に見合って派遣いただくと。そして、手術に関しても手術日を重ねて、その１人の先生が来ていただいたときに効率的に仕事をしていただくということでその派遣日等の調整を今してい

るところで、今度赴任していただく先生が例えば何曜日にオペに来るかということもまだファイナリーが決まっていませんので、今全てそのお答えが前提を基にしたお話なので、正確にというのは言えませんが、現状、常勤医1名で複数の先生が非常勤で来ていることに比べたら、当然週1回でもその先生が高度なオペをすれば、50症例あれば50症例増えると、あるいはその日に複数の症例をすればということですが、それは実際に赴任いただいて、その先生の外来に股関節の手術で今某病院で頑張っているわけですが、滋賀医大を含めてどの程度の患者を私どもの市立野洲病院に紹介いただけるか、そこでオペをするかということになりますので、当然増加はすると思いますけれども、いくつ増加するというまでは厳密にはお答え、現時点ではできないというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 具体的には今は答えられないということでありましたが、こちらの認識としては、これまで常勤が2名おられたときがありますよね。その水準まで戻ると認識してよろしいですか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 手術の実際の数に関してなんですけれども、実は常勤2名のときと、現在1名ですけれども、手術の数に関してはそれほど大きな変化はしておりません。先ほどお話ししましたが、滋賀医大から非常勤で来ていただいている上級医の先生方が現在いる常勤の先生と一緒にタイアップしてオペをしているということで、オペの数としてはそれほど減っておりません。ということで、オペの件数に関しては先ほどお話ししたように、今回の分で増加は見込めるということと、もう一つは、股関節は比較的大きな手術ですので、そういう意味でいくと、病院的に言うと診療報酬的には少し高い手術が増えるということは予定というか、そういうことは想定しております。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご質疑の件に関して、こちらの手元に手術の種別ごとの詳細なデータがございませんので、今前川先生お答えになったとおり、それほど落ち込んでないという状態、これは滋賀医科大学から来ていただいている整形の非常勤の先生のご努力とご協力で何とか維持をしているという状況でございます。眼科のオペもありますし、様々な手術がある中で、内訳は実は事務室に帰ればあるんですけれども、ちょっとここに持ってきていませんので申し訳ないんですけれども、今ちょっと福山病院長とお

話をさせていただいて、週2か週3によってどの程度かということなんですけども、週2か週3ですから、ちょうど3分の3と3分の2の話だと思うんです。大体整形の手術で今先生とちょっとご相談させていただいていたところでは、1人の1日全身麻酔の麻酔科医で全身麻酔をしていただける限界が3名程度かなということです。ですから、3名程度で週2だと二三が六の45週程度、週3だと、3名程度の三三が九の45週、単純に言えばそういう算数の問題になるのではないかなということで、ちょっと補足のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） この共同研究講座に関しましては常勤の方が来られるということで整形の手術が増える、増加することで、一定副次的な効果として病院運営に資するということを言っておられましたし、今回来ていただくことが決まりましたので、それに関しましてはそうなるように願っております。

最後の質問です。

病院整備に関しまして、今回一般競争入札において除外した機械設備工事費を、新たな入札手続を経ることなく、契約変更の手続によって落札した事業者に約34億円で追加発注するとのことが先日の特別委員会において説明されました。その際に、様々な規範や国の事例などを集めて総合的に判断して、今回の手続は何ら問題ないという発言がありました。今回の本市における手続で、参考にした事例の中で最も類似していると思われるものについて具体的に挙げてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 益川議員の5問目のご質問についてお答えをさせていただきます。

今回、当方において総合的に判断することのよりどころとしたものをいくつか申し上げますと、まず1つは、国立病院機構の管下の病院が新築などの工事を分離発注でなく、一括発注されたいという旨を同機構に上申されて認められた際の理由書でございます。他には本庁のほうに備えつけてございます地方公共団体契約実務ハンドブックでございます。あとは、10月6日の全員協議会で配付をいたしました先般の特別委員会でもご紹介をいただきましたが、10月5日付の顧問弁護士の回答書などでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 内容も申し上げればよろしいですか。

すみません、引き続きになりますが、あらかじめ内容とともにその解釈もご紹介をさせていただきますことから、つらつらと申し述べますことをご容赦いただきたいなというふうに思います。

まず最初に申し上げました国立病院機構の理由書につきましては、庁内でのみ参考にするという前提でご供覧いただいた文書でありますことから、個別の国立病院名などは申し上げられず、かつ書かれております内容に関しましても、概して申し上げざるを得ないことをご了承いただきたい。

この理由書につきましては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」、その規定に基づき閣議決定された当該年度の政府の方針において、中小事業者の受注機会を拡大しようという国の政策的見地より、分離発注できる工事は分離発注が原則ですとされていると。そのことに対して、この国立病院機構管下の複数の病院から、原則ではあるが、工期の設定が厳しいことや、地元地域からの早期整備の要望が強いことなどを踏まえて、分離じゃなくて一括発注をさせてもらいたいということを上層の国立病院機構本部に上申されて認められた際の資料でございます。

解釈を申し上げますと、今回の病院事業にこの意味合いを当てはめますと、今回追加する部分を別発注すること、つまり分離発注するほうが政策的にはベターだが、受注者に一括発注とすること、今回の我々の手続に関して言えば、現契約に変更を加えることについても、合理的な理由があれば政策的には寛容されるという判断が国政レベルにおいても比較的行われるということを示す資料であるわけでございます。

次に、地方公共団体契約実務ハンドブックの内容と、10月6日の全員協議会でご配付をさせていただきました10月5日付の顧問弁護士先生の回答書の内容でございますが、これに関しましては、それぞれに書かれている内容を照らし合わせ、総合して判断をいたしましたものでございます。

どういふものかと申し上げますと、まず前者の地方公共団体契約実務ハンドブックの中の「契約変更の原則」というページがございまして、そのページには、「競争入札によつた契約は原則変更してはならないので、変更する部分に関しては別に競争入札を行うのが原則」と記されてございます。

そして、そう記される理由が2つ書かれてございます。

1つ目の理由は、これは注釈を入れてございますが、入札をしないことでその変更部分に関して競争が働かなくなると価格が高くなる。そして、当該地方公共団体側に不利益を及ぼすからだということが1つ目の理由になってございます。

そして、もう一つの理由は、変更するところをもし当初の入札に含めておけば、もしかしたら今回の落札者ではない別の事業者が落札できていたかもしれず、応札した事業者の間に遡及して不公平が生じるとともに、地方公共団体側にも金銭的にもっと有利なことになっていたかもしれないということが2つ目のその原則の理由として示されておるわけでございます。

このことから、競争入札によった契約は原則契約変更できないということがこの図書に記載されているわけでございますが、ここまで申し上げますと、やっぱりできないのではないかということになるわけでございますが、さにあらずでございますして、その次に我々が照合したのが、ただいま申し上げました10月5日付の顧問弁護士先生、遠藤先生からの回答書の内容になるわけでございますが、ご承知のとおり遠藤先生はこの10月5日付の回答の中でかく述べておられますが、「請負条件の変更を公告する場合、それには2点の利害関係がある」とされておられます。今回の手続に関して着目したのは、その2点のうちの2点目のほうでございまして、建設会社に対して公平、公正な対応を確保せよという教示でございましたが、遠藤先生の教示ではこれが確保されていなければ違法ですが、文書に書いてあるように、これが確保できているのであれば違法な措置とは言えないと、あのようにご教示をいただいているわけでございます。つまり、先生は外形的に見て違法ではないかとされることであっても、判断は中身で、一般的に違法とされるその要因になる状況が生じないことの蓋然性が高まっている、または確実性が担保されているのであれば違法と言えないということを論説くださっているわけでございます。

ここで、改めまして先ほどのハンドブックに記されております2つの契約変更は原則駄目という論理に戻りますが、まず1つ目の現契約の事業者と契約を変更する方法では、競争が働かないので価格が高くなって、地方公共団体側に不利益を及ぼすから駄目だという否定理由についてでございますが、このことを実際どうであったのか、今回の事業の場合どうであったのかでございまして、特別委員会の資料でお示ししたとおり、入札の際に各社に提出を義務づけました全体額の積算書がございまして、これによって、市が予定をいたしておりました平米単価77万5,000円を下回り、各社おおむね本市の一般競争入札の一般的な落札率とほぼ同等のレベルで適切に競争し、価格の努力をされていることが

先般ご証明をさせていただいております。

そしてもう一つの駄目理由になりますが、変更するところの内容を当初の入札にあらかじめというか、最初から含めておけば、もしかしたら今回の落札者ではなくて別の事業者が取れていたかもしれないという話になりますが、これも特別委員会の資料でお示しをいたしてございます。仮に最初から全体額で入札をやっていたとしても、今回の総合評価一般競争入札では今回選定をさせていただいた事業者から変動をしていないということは数値でもって現に資料で確認をさせていただいているものでございます。

つまるところ、原則違法とされるその2つの理由について、今回に関してはそうでないという反証が整ったわけでございまして、ですから今回は契約の変更でも違法性はないという論証に至ったわけでございます。

以上のとおり、大変長くなってございますが、病院機構の資料からは現下のような大変厳しい入札環境や本事業の性急性に照らせば、中小事業対策という政策的必要性に優先して是認され得るということの他、契約金額という経済的合理性についても問題がない。そして、応札した事業者間の公平性も没却しないという点で、入札記述に照らしても問題がないということ。

もう一点、念のために追加して申し上げれば、遠藤先生の1点目の教示に、変更しようとする公告の内容を市議会にあらかじめ説明してから予算を認めてもらえば、執行部による予算執行権の濫用とならないというご教示がございましたが、これに関しましても10月の補正予算の提案において、今回ゼロ算定の工事については、本件契約後の適切な時期に改めて算定し、受注者と協議をし、継続的な整備ができるよう対応すると申し述べておるわけでございますから、今回は具体化しても逸脱することなく予算の執行を行っているというわけでございます。したがって、事業管理者の権限の濫用にもあたらず、この点においても違法性はないという判断をいたしたわけでございます。

大変長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 原則競争入札、イレギュラーな形として今回の形があるということでは言われました。これは特別委員会においても岩井議員からの質問があったかと思いますが、今回のこの契約を契約変更でいけるとされるこの法的根拠をどこに求めておられるのかを教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 今ご説明をさせていただいた中におおむね網羅をしておるというふうに認識をいたしてございますが、法的根拠というところにさらに焦点を絞ってご質問をいただいておりますので、あえて申し上げるのでありましたら、先ほどのご説明の中では申し上げませんでした。民法の原則に契約の自由というものがござい。ます。今回の契約の変更は、民法の規定に基づく契約の自由権に基づいて行っておるわけでございます。元来、民々の契約はこの民法の原則にのっとりて契約は自由に行え得るものでございますが、片や公が関与する契約に関しては公平性、透明性などを確保することから、それに公法によって一定の制限が加えられている。これが地方公営企業法の施行令第21条の4であったり、一般行政ですと地方自治法施行令の167条の2であったりするわけでございます。こういったところが今回クリアできたというところから、そもそも民法の規定に基づいて取り交わしました契約の背景にある約款の規定が、議員がおっしゃるところの契約変更ができることの根拠ということになるわけでございます。

私、実は法律のほうは学生時代から専門ではございませんので、解釈至らないところがありましたら、先生のほうでまたご教授賜れたらというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○10番（益川教智議員） 契約自由の原則等々、それが公の場合は一定規定があること全てご説明はいただきました。

今回契約変更にあたって、先日の新聞報道で東北復興に関する公共事業において、本来であれば新たな契約、入札の手続を経るべきところ、それがなされずに契約変更という形でされていたという新聞報道がありました。その中で、契約変更の手続は実質的な随意契約であるというふうに評価しておられました。原則・例外に関しては、今言われたように施行令の167条の2でそれぞれ規定が定められています。今回は競争を経ることなく、特定のところと任意で契約を新たに締結するいわゆる随意契約の手法を取っておられますが、この契約変更が随意契約でないという理由を教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご答弁申し上げますが、ちょっと驚いたんですが、今、議員のご質問の根拠とされているのが新聞の報道を根拠にされておられると。今新聞の報道、新聞社の前で申し上げるのもあれでございますが、それは必ずしも正しい解釈がなされているもの、いわゆるくだりとは必ずしもないわけでございますので、まずそこは

いかなものかなというように私はちょっと感想を持った上で、ご質問いただいていることにできる限りお答えできるかなというふうに思うわけですが、まず、結局のところおっしゃっておられるのが、今回の契約変更は実質的に随意契約ではないかというお話を何度かされておるように思います。

これは、かねての２月１５日の特別委員会でも益川議員がご質問いただいたことを参照しておるんですけども、こうおっしゃっておられますね。今回の契約変更は、外形的、客観的に見て、これ随意契約と認められますよねとおっしゃっておられますね。具体的に随意契約とどう違うんですか、競争の方法によらず、任意に契約の相手方を選んでいるではないですかというふうにおっしゃっておられます。外形的、客観的に見て、これは随意契約に見えるというふうにおっしゃっているわけですが、私の私見になります、私からの私見から見て、これは明らかに私が見れば外形的にも随意契約では明らかにないだろうというふうに感じます。

まず、随意契約の相手方というのが何が随意かといいますと、金額も随意ですけども、相手方を随意で決めるから随意契約と言うのだらうというように私は解釈いたすところでございますが、今回の相手方は、競争入札によって既に選定された民法に基づく契約の相手方「乙」でございます。その方と、民法に基づく約款の規定に従って変更を行う契約のどこが随意契約なのか、外形的にどこが同じなのかということが私は解釈の違いかも知わかりませんが、理解ができないということでございます。

例えば、外形的に同じだからという論理を何度もおっしゃっておられるので、妙な例を出しますと、例えば人が死ぬという点では死刑も殺人も外形的には同じです。ところが片や重大な法律違反、片や法に基づく司法処分ということになると思いますし、ふざけた例に聞こえるかも知わかりませんが、外形的に同じということ、きんさん、ぎんさんという昔高齢者がおられました。もうお亡くなりになりました。双子の高齢者で、あの方たちは外形的にはほぼ同じだったんですが、別の人格ですよ。

今回の契約変更と、議員が違法ではないかご指摘いただいている随意契約に関しては、まさに申し上げたような例えが、これは真剣に申し上げておりますので不穏当な発言ではないというふうに私は思っておりますが、間違いなくこれは適法でございます。

以上、断言してご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） まるで私が新聞報道をうのみにして、何も検証することなく

判断している、発言していると評価、判断されるような発言はお控えください。

最後に１点、入札の契約について確認させていただきます。それぞれ公文書公開で資料を頂いております。この中で気になったことがあるので、１点確認させていただきます。

１１月１０日の「野洲市民病院整備事業に係る入札の結果及び契約締結について」ということで回議書が回っています。ここで、１１月１０日の回議書なのですが、起案が１１月１０日で、決裁施行も１１月１０日で急いだんだなということが分かります。この中で、「また、入札結果につきましては本日、令和５年１１月１０日特別委員会での報告及び審議を終えていることを申し添えます」とありますので、この１１月１０日の特別委員会、１時半からありましたそれが終わってからということになります。気になったのが、この日の病院長がいなかった、午後に。という話が漏れ聞こえてきましたので、その点について確認させていただきます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） その書類、ここにちょっとございませんのでまだ分かりません。漏れ聞こえてきたという病院長が不在の事実も、ちょっとここでは今確認が、病院長ご記憶がないということでございます。

（「ある」の声あり）

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） —————、—————
—————。———、—————、—————
———、—————
—————。—————、—————、—————
—————。

—————。（１５２字取り消し）

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 後関の場合は、速やかに決裁権者等に報告するということがありますが、管理者は報告いただいていますか。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） —————。（１３字取り消し）

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） これによると、病院長にお尋ねします。病院長はこれを後関したり、事前にこういう文書が回りますよ、また後で報告があったという事実はあります

か。

○議長（山本 剛） 福山病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直） _____、 _____
_____。

_____, _____、 _____。 _____
_____, _____、 _____、 _____、 _____
_____。 _____。 _____。 _____。
_____。 _____、 _____。 （１７１字取り消し）

（発言する者あり）

○市立野洲病院長（福山秀直） _____。（８字取り消し）

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） 変更契約書についても稟議書が回っておりますが、これも病院長が押したということになっておりますが、これも後関したということによろしいですか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） _____
_____, _____、 _____
_____, _____、 _____、 _____、 _____
_____。 _____、 _____
_____。 _____、 _____
_____, _____、 _____、 _____、 _____
_____, _____、 _____、 _____、 _____
_____, _____。 _____。
_____。 （３２９字取り消し）

○議長（山本 剛） 益川議員。

○１０番（益川教智議員） それでは、第三者が勝手に病院長の印鑑を使って決裁文書を回したということはないということによろしいですね。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） _____。 _____、

-----。-----、-----、
-----、-----。
-----、-----。
-----、-----
-----。
-----、-----。-----、-----
-----。
-----、-----。
-----。
-----。（601字取り消し）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。再開を午後3時といたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告第4号、第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎議員） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

先日の代表者会議では、皆さん能登半島大地震のことをおっしゃっていただきましたけれども、実は私、年齢も体力も顧みず、今週の月曜日、能登半島災害ボランティアに行っていました。行った先は志賀町といって、原発のある志賀町ですか、行ったところでして、仕事については被災者のおうちに行ってごみ出しとか、2階から大きな家具を運び出す仕事でした。目的は被災者に寄り添い合いたいといったことだったんですけども、災害ボランティアに行かれた方はご承知かと思うんですけども、その本部では被災者に「頑張ってください」、「お気の毒ですね」、そういったことは禁句です。そういった中で、少しでも一緒にできたことは私幸せでした。そして、時間があったので金沢市にも行ったんですけども、観光金沢は本当に閑古鳥が鳴いています。近江町市場も全く人もいませんし、お店も開いていません。ですから、大規模災害というのはインフラも、そして生活も、そして地域経済もずたずたにするんだなということを体感した次第であります。

この3月16日に北陸新幹線も敦賀まで行くんですけども、皆さんも、できたら北陸の支援のためにそういったところに行っていただければ、より地域経済も復興すると思いますので、よろしくお願いします。

そういったことで、今回私からは3問質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1問目、本市の人件費比率の高止まりについて。

本市の財政支出においては、全体に占める人件費比率が高いということは前々から聞き及んでいましたが、それを実際に調べてみました。スライドお願いします。令和3年度の総務省による地方財政状況調査では、本市の市民1人当たりの人件費が8万8,000円余り。また、そのうち給与費が5万4,000円余りと、近隣市と比べて両方とも突出して高いことが分かりました。

ちなみに、さきに頂いた新年度予算資料によると、令和5年度では9万2,000円余りになると、さらに高くなってきています。この水準は、県内北部や西部の複数市町が平成の大合併時にできた市に近いものであります。

これを自分なりに分析してみますと、本市は給与自体は地域手当がもともと不支給自治体であり、決して他市より高い水準ではないことから、市の多くの施設が直営化で運営されていることによって市民負担が大きくなっているのではないかと考えます。

その直営化についてはメリット、デメリットがあり、一概にどちらがよいかという議論はさておき、今、本市では行財政改革が行われようとしている真っ最中であります。

一方、直営化が多いと仮定した場合、外部委託は通常少ないものであると判断されますが、これも同様の調査によりますと、委託費を含む物件費比率も人件費同様、高止まり感があります。

このことを考えると、まずもって人件費比率の改善にメスを入れることが本市の将来の良好な財政運営を行う上で重要であると思います。県内の他市では、早くから行政施設の民営化を行い、組織のスリム化と民間感覚を取り入れた施設運営に努めておられます。人口が5万人から伸び悩み、また財政状況が大変厳しくなっている本市にとって、今行われようとしている給食センターの民営化を例に出すまでもなく、公から民へのシフトチェンジを行い、市民が抱える人件費負担の削減、さらには可能なものは民間経営にかじを切るといったことを思い切って断行することは非常に大切であると考えます。

そこで、次の何点かにつきまして質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず1点目です。改めて、本市の人件費比率が高い理由について伺います。

○議長（山本 剛） 政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、奥山議員の1点目のご質問についてお答えをさ

せていただきます。

人件費の内訳といたしましては、議員報酬や正規職員の給与、会計年度任用職員給与、共済組合負担金や退職金などが含まれてございます。

資料の人件費比率につきましては、歳出全体に占める割合としてお示しをいただいているものでありまして、他の物件費や普通建設事業費が増減すれば割合が変動するというものでございます。

ちなみに、令和2年度歳出に占める人件費割合は15.1%、資料でご提示いただいております令和3年度は18.2%、そして令和4年度では17.2%でございました。決算額で見ますと、令和3年度の決算統計では、人件費総額は約44億9,800万円となっております。

その中で、議員ご指摘の直営であります保育所や幼稚園に係ります正規職員と会計年度任用職員の給与合計は約9億8,500万円となりますことから、このことは類似団体との比較におきまして、人件費高止まりとなっている要因の1つというふうに考えられるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今高止まりの原因につきましては、大きくは保育所と幼稚園の先生方の給与費が大きいということです。

当然ながら、費用をかけるとそれなりの費用対効果は上がると思いますし、本市におきましては子育て支援等については他市よりも高いといった認識を財政当局の部長としてお聞きか聞かせてください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 特に、この人件費との比較におきまして、子育て支援サービスの比較というのは一概にちょっと申し上げられませんが、子育て支援の施策については、それぞれの予算の中で充実した内容であるというような認識はさせていただいておりますけれども、ただいま申し上げました人件費比較という観点で直結した内容であるかどうかというのは、少し分析も必要であるかというふうに思われますので、お答えについてはちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○ 9 番（奥山文市郎議員） 今、財政担当部長のほうからは充実しているとの認識もありますし、まだ分析はないということですが、私なりにいろんなところから聞く情報から、2 例を挙げたいと思います。

1 例なんですけども、この 4 月から幼稚園でもコミュニティスクールが実施されるということですが、私が住んでいます篠原学区はされない。なぜかという、こども園であるからしないということです。こども園というのは、基本的に長時の保育園と、そして短時の幼稚園が合体したものですから、当然ながらこども園には幼稚園機能があるのに、他の幼稚園のみの学区でされるのに、されてないのはおかしいということで、やはりそういったことからしたら、やはり平等な地域間格差のない子育て行政はお願いしたいということでもあります。

そして 2 点目については、実は私事で恐縮ですが、私の親族が学区の民生主任児童委員をしております、普段は守山市の保育園で勤務しております、そこでの民生児童委員さんとの比較をするんですけども、やはりボランティアである民生児童委員に地域協議についてかなり負担がかかっているということで、私もいつも親族から愚痴を聞く役ですが、そういった部分の中で、やはりこれだけ人件費がウエートが高いから、そういう地域のボランティアの人に負担をかけないような行政運営をしてほしいということです。あまりにそういったボランティアに負担をかけると、ますます手がないということですから、税金の費用対効果を考えると、職員でできる部分については職員がすると。大きな部分についてはボランティアといったスタンスは心がけていきたいと思います。これについては、今後執行部の方と議論させていただきたいと思います。

続きまして、2 点目の質問になります。

続いて、物件費についても高い水準になっているのはなぜか教えてください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 奥山議員の 2 点目のご質問でございます。

物件費につきましては、需用費、役務費、委託料、使用料などが含まれたものの分類でございますが、令和 2 年度歳出に占める物件費割合は 12.7%、令和 3 年度におきましては 15.7%、こちら、議員ご指摘いただいているとおりでございます。そして令和 4 年度は 16.7%でございました。

したがって、令和 3 年度の本市の特殊事情を見てみますと、ふるさと納税推進事業を令和 3 年度の下半期から取り組んだ結果となつてございますので、歳出におきまして

はその事業経費が約１億３００万円というふうに増額となっております。

今後も物件費に関しましては、光熱水費の高止まりや、各種施設管理委託先の業務金額も上昇傾向にあるということに注視が必要であるというふうにも考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○９番（奥山文市郎議員） スライドをお願いします。

今、物件費については特殊事情として、一部ふるさと納税の部分があるということでありまして、これで言いたいのは、野洲市の上にあります近江八幡市も本市の３倍ぐらい納税額があつて、当然跳ね返りが物件費にあると思うんですけども、１万円近くうちのほうが高いということで、それも決定的な高止まりの要因ではないということです、やはり工夫次第でこの物件費を下げられるかと思いますので、また創意工夫をよろしく願い申し上げます。

次に、３番目の質問に参ります。

直営化から民間委託等に移行することや、事業自体を民間に任すなどの具体的な方策とスケジュールについて伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 奥山議員の３点目、直営化から民間委託等に移行や、事業自体を民間に任すことの具体的な方策とスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

現在、直営から民間委託へと移行を進めている業務といたしましては、保育業務と給食業務とがあり、まず保育業務につきましては、待機児童対策として、民間による小規模保育園の設置を進め、令和４年４月に２園、令和５年４月に１園開園し、令和６年４月にはもう１園開園する予定でございます。

また、市立野洲第三保育園の老朽化に伴う移転建て替えに際し、市財政的に有利な民間事業者による移転整備を進めており、２月２２日から公募を開始しております。

給食業務につきましては、令和７年度から調理業務と運搬業務を民間事業者に委託することを予定しており、現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○９番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。その方向性で進めていただけたらあ

りがたいかと思います。

次の質問に参ります。

定年延長化や、会計年度任用職員の手当増といった不可抗力的な人件費増がある中で、職員の配置の効率化や給与費支出を抑制していく方法とか考え方はないか、伺います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 4点目の職員配置の効率化や、給与費支出を抑制していく方法や考えはないのかのご質問にお答えをいたします。

市の現状といたしまして、管理職の割合が比較的高く、人件費の高止まりの要因の1つとして考えております。そのため、令和6年度におきましては、具体的には課の統合を行い、課の規模を大きくすることで特に管理職員の数を抑制し、スリム化を図るとともに、効率的な組織となるよう改編を行うことといたしました。

今後も段階的に課の規模を大きくする方向でさらなる組織のスリム化を目指し、給与費の抑制にも努めていきたいと考えております。

また、時差出勤制度につきましては、働き方改革の観点から業務の効率化につながると考えており、現在制度の導入に向けた検討を進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。前の全協でありましたとおり、4月からの組織改編でスリム化をしていくと、そして今新しく時差出勤等ということでありまして、役所も2024年問題ということで、働き方改革の徹底ということで、適正な職員管理をお願いしたいと思います。これが私の意見ですけれども、これから春に向けて春闘も始まりますが、景気もよくなってきました、国全体の賃金価格が上昇して国民の賃金が上がるということですし、これは大変いいことだと思いますけれども、地方自治体、皆さんの給料もやはり人勸が、国が政策誘導としてしてくると思うんです。逆に反面、財政的には自治体の財政運営のリスクは高まるということで、ますますそういう自治体の行財政改革は進めていかないとと思います。いわゆる人件費が増嵩しますと、やはり財政の硬直化が進みまして、福祉とか教育、さらには政策的投資に充てる金が少なくなってきた、今後抱えているビッグプロジェクトに対応し切れないというのがよく見えていますので、これについては、やはり努力されたいということです。

私が考える打開策は3つあると思うんです。

まず1つは、分母である市の人口を増やすこと。そうすると必ず草津、守山のように、1人当たりの数が減ります。1点。

そして、2点目は企業誘致で税収を上げて入りを大きくする。それに見合っすると必ず人件費の割合は減ります。当たり前です。

3点目は、先ほど市長がおっしゃいましたように、民でできるものは民でしていただくということを私は思うんですけども、この考え方について市長の思いが何かありましたら教えてください。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 今奥山議員がおっしゃいました3つの方法につきまして、肅々と私も考えております。同感でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。肅々とよろしく申し上げます。

それでは、2番目の質問に参りたいと思います。

道の駅の設置について。

私は、県外に車で行ったときは必ず道の駅に立ち寄ります。そこには地場産の野菜や花卉を中心とした農産物、また海沿いの施設では新鮮な海産物が所狭しと並べてあります。他にも地域の土産物や手作り商品などが置かれており、多くの地域の人々や観光客などにぎわっているところが少なくありません。さらには観光コーナーもあり、地域のPR効果に一役買っています。また、冒頭に申し上げました地震の起こった能登半島の道の駅では、被災者の生活支援や自衛隊の駐屯基地ともなっていました。

自分なりに考える道の駅の魅力とは、地場産品等の直売を通して観光客視点で見ると、そこに生活している人々の暮らしが見えること。そしてまた、地域の生活者視点で見ると、地域の人々が交流し合い、生産する、販売するという生きがいに貢献していることにあるのではないかと思います。

全国の多くの道の駅の立地場所は、国道やバイパスなどの幹線道路沿いにあります。本県におきましても、近隣市町でいえば国道沿線周辺にある栗東市と竜王町にありますが、いつも多くの人でにぎわっている光景を目の当たりにしています。

スライドお願いします。しかし、令和6年度に本市の比留田地区まで開通する予定である大津湖南幹線道路の沿線には、大津市から本市までの間に道の駅のような施設は一つも

ありません。今後の県南部地域の車の通行動向を考えると、この湖南幹線が大動脈になってくることは容易に想像できます。幸いにも、開通予定の本市の沿線には開発余地のある農地がほとんどであり、こうした交通利便性の高い場所に魅力ある集客施設を整備し、市の活性化や地産地消及び地場産物育成を図ることは非常に重要であると考えます。

そこで、本市に道の駅などを設置する提案につきまして何点か質問させていただきます。

1 番目です。道の駅の設置主体や運営主体の全国的な状況について伺います。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、奥山議員からの1つ目のご質問にお答えいたします。

道の駅の設置主体や運営主体の状況についてです。

道の駅は、市町村またそれに代わり得る公的な団体が設置者となります。令和5年4月現在で全国に道の駅が1,204駅あります。設置者が市町村や都道府県で約99%を占めている状況です。また運営者ですけれども、市町村、第三セクター、財団法人等への委託、指定管理者による運営等がありまして、また施設に応じて運営者が複数にまたがっておりますので、これらの多様な組合せで運営されている状況です。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。設置者の99%が市町村、県ということにして、運営については実際公共では難しいので、いろんな組合せでされているというのが現状ということよく分かりました。

次の質問ですけれども、道の駅の設置に際しまして、国とか県からの支援制度、補助制度はあるのか伺います。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、2点目の支援制度についてお答えいたします。

道の駅の基幹的な機能であります情報提供、駐車場、トイレ等の施設につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金を受けることができます。また、地域振興施設としまして農産物直売所やレストラン等が併設されているところも多いということにして、そのような施設につきましては、各省庁が様々な支援メニューを設けておりまして、道の駅の設置者が整備計画に応じて支援メニューの活用を検討するということになります。

なお、滋賀県の道路部局につきましては独自の補助制度はないということで回答をいた

だいているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。補助事業はあるというところですけども、公的な部分の駐車場とかトイレとかということに加えて、各省庁での具体的な農産物販売とかについては色々あるという認識でいいんですね。

次の質問に行きます。

市の活性化を図るために、大津湖南幹線沿線に道の駅を設置する考えはないか。また、公や民間が手がける場合の開発手法はどういった方法があるか教えてください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） それでは、奥山議員の3点目のご質問でございます。

市の活性化、とりわけ農林水産業の振興及び地産地消の推進を図るために、道の駅の設置が1つの有効な策であるということは認識をさせていただいております。大津湖南幹線の整備によりまして、本市を取り巻く環境は大きな変化が見込まれますことから、道の駅の設置につきましては整備完了後の交通状況や各種動態データ等を参考に、様々な視点から実現可能性を探ってまいりたいというふうに思います。

なお、開発手法につきましては、まず設置についてはその実現可能性を探り、おおむねの方向性が見えてきた場合には整理できればというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。大津湖南幹線にはすごくいい立地していますので、有効は認識というお答えいただきましたので、今後6年度には開通するわけですけども、そういった交通状況を見ながら、ぜひとも財源事情厳しいんですけども、99%が公が事業者であるということをお聞きしましたので、未来への先行投資というところで、そういった開発も先行投資という意味合いでまた視野に入れていただければ幸いです。

4番目の質問です。

財政事情が市が厳しいんですけども、市が主体となって道の駅を設置することが難しい場合、代わって民間企業による産地直売等の地場産育成を取り入れた商業施設開発を大津湖南幹線沿線に誘導する構想はないか伺います。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、4つ目のご質問にお答えいたします。

大津湖南幹線の沿道エリアにつきましては、都市計画マスタープランにおいて土地利用がふさわしい沿道は周辺環境との調和や、中心市街地の活性化に影響のない範囲で、商業・沿道サービス施設等の誘導を図ると、こういう土地利用方針となっております。

産地直売所等の地場産育成を取り入れた商業施設の開発につきましては、市内農林水産物の生産・消費の拡大につながりまして、地域経済が活性化するというふうには考えておりますので、地権者や地域住民の総意と理解をもって開発事業者等としっかり進められて、具体的な計画がまとまれば必要に応じた手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今守山までは湖南幹線開通しておりまして、守山市民ホールの前には、今、コメリとかハズイの工事をしておりまして、比留田まで開通したときには、この流れは必ず来ると思いますので、そのための沿道開発の準備については、やはり今から着手していただいていいと思います。

特に、その中でありふれた陳腐な商業施設じゃなくて、私も畑とかつくっておりますけども、そこに生活する人たちが道ができて、そして生活が潤い、生きがいつくりの拠点として、また高齢者もそこでコミュニケーションできるようなマッチアップした施設が私の言う理想的であるので、またご検討よろしくお願いします。

そして、再質問したいんですけども、スライドをお願いします。

誰しも交通アクセスがよい幹線道路沿線には、平時には市民の生活利便性を図る施設、そして地震のような大規模災害発生時の有事には緊急車両集積や、被災者の生活支援等の基地となるようなスペースが必要と思いますが、こうしたことに対する考え、これのスライドについては昨年10月に議長も行かれたけども、ふるさと納税日本一の都城にある道の駅でしたけども、やはり納税額日本一ですばらしい道の駅でしたけども、それも先取りして、防災機能を備えたとても大きな道の駅でした。ですから、質問については、時代を先取りしてこういった施設を野洲市に誘致するといった考え方について、市長の考え方はどうでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 突然のご指名ありがとうございます。

大変すばらしい都城の道の駅だと思います。本市も、道の駅につきましては過去も幾たびか話は上がっておりますけども、いまだに実現しておりません。こういう道の駅が本市にもあるべきだなとは思いますが、また参考にさせていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。やはり10年、20年先を見た野洲市のまちづくりをお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に参りたいと思います。

本市の障がい者雇用につきましてお尋ねします。

去る1月10日付の京都新聞では、県内の障がい者雇用、14年連続で最高という記事がありました。

スライドお願いします。これは、国が43.5人以上の従業員がいる民間企業に対して、全従業員に占める障がい者の割合を2.3%以上、また県や市町などの公的機関は2.6%以上と法定雇用率を定めていますが、昨年の県下の状況が掲載されているものでした。民間企業につきましては前年比で2.9%増となっているものの、県内の公的機関につきましては、対象となる28機関のうち法定雇用率を達成したのは18機関であり、本市においては、残念ながら未達成の10機関に列挙されておりました。

障害者雇用促進法第6条では、「地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用する」と規定してあることから、福祉行政を担う本丸の本市として積極的な雇用が求められているものであります。さらに、未達成の事業所には雇用促進計画書の提出も求められているところであります。

今、地域社会において市民の多様性を認め合い、全ての人々の人権を尊重し合い、誰も取り残さない社会の実現に向け、官民が手を携えて努力しているところであります。

今定例会におきまして提案されている新年度予算におきましても、障がい者への手厚い支援策も盛り込まれています。

こうした中で、障がい者雇用の目的は、障がい者の社会参加の促進やインクルーシブ社会、いわゆる共生社会の実現を図るものであります。

そこで、本市の採用状況等につきまして何点かお尋ねします。

1点目、本市の障がい者雇用率についてお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、1点目の奥山議員の本市の障がい者雇用率についてお答えいたします。

市の障がい者の雇用率の算出に当たりましては、教育委員会と市立野洲病院を含め合算して算出しておりまして、令和5年度の障がい者の雇用率につきましては、ただいまスライドのほうで紹介いただきましたとおりでありまして、2.0%でございまして、未達成となっている状況でございます。

以上、お答えいたします。

すみません、もう一度言い直します。2.03%になっている状況です。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今聞いていますと2.03%で、法定の2.6に対して0.57%足りないということですけども、来年、この4月には2.7と上振れで増えますので、またこの2.7%を目指して雇用していただきますように、ご努力をお願いします。

そして2番目ですけども、今2.0%の方が雇用されているというところなんですけども、現在どのような職場に配置されているのか伺います。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 2点目のご質問にお答えいたします。

個人的な内容になりますので、具体的にどの場所ということは少しお答えしかねますけれども、対象となる職員の希望、いわゆる自己申告書、または採用時の面談、あるいは所属長等への聞き取り等を踏まえまして、勤務内容や障がい者別の特徴や雇用上の配慮を考慮した上で配置を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。今具体的に聞けるかなと思いましたが、やはり個人のプライバシーというか、そういうところも配慮されてアバウトなご回答であったということでもあります。

通常、障がい者については、多くは私の経験則から言えば、窓口とか、もし対応できない場合はバックヤードとか簡単な事務とかといった類いのポジションが多いと思いますけども、多分そうであろうかということは推測できます。

3 番目ですけれども、今 1 番目の質問でお尋ねしました法定雇用率 2.6 %が達成されていない理由は何か教えてください。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3 点目の法定雇用率が達成されていない理由につきましてですが、令和 3 年度までについては法定雇用率を達成していました。これ言い訳にはなると思うんですけれども、ただ令和 4 年度以降につきましては、新たに採用を進めてきた反面ですけれども、対象となっていた職員の方が予期しない退職が連続して起こったというような状況がございました。こうしたことにより、現時点で法定雇用率が未達成となっているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎議員） それでは、最後の質問ですけれども、今後の法定雇用率に向けて、積極的な採用に向けての方針とか考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、4 点目の積極的な雇用に向けて、方針についてご回答いたします。

市につきましては、令和 2 年 7 月に障がい者活躍推進計画を作成し、法定雇用率の達成及び障がいのある職員一人ひとりが能力を有効に発揮できる職場環境に向けた取り組みを推進しているところでございます。今後その計画に基づきまして具体的な採用計画を立て、採用を進めるとともに、現在勤務している職員が、いわゆる働きやすい職場で、いわゆる定着率を上げるということもございますので、そうした方向で取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。積極的な採用に向けてご検討いただくということで、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、いわゆるインクルーシブ社会、共生社会なんですけれども、これもなかなか障がい者の方と一緒にいることが少ないということで、やはり同じ職場にそういう方がいらっしやるとそういう特性が分かりまし、お互いが理解し合えるということで、それが職場だけでなく、地域社会とかいろんな場面で、ああ、こういうときはこういう思いなんだということが理解し合えるの

で、そういう実体験は非常に大事かと思います。ということです。それで、今回こういった障がい者の雇用につきまして質問させていただきました。

締めになりますけども、令和6年度が市長4年任期の最終年度でございます。全ての野洲市に住んでいる方が幸せに、そして住んでいてよかったというまちづくり、そしてハンディある人、ない人も、市の行政が寄り添えるような野洲市の運営につきまして、最後の第4コーナーをフルスロットルで回っていただきますようお願い申し上げて、今回私の定例の一般質問とさせていただきます。ご丁寧なる回答、ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第5号、第18番、鈴木市朗議員。

○18番（鈴木市朗議員） 第18番、新誠会、鈴木市朗でございます。ちょっと今朝から花粉症でもうはながよく出ていますので、ちょっとティシュペーパーを持ち込ませていただきます。議長ご了解よろしく願いいたします。

今回の質問に当たりまして、私は2題の質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、野洲市地域計画策定についてでございます。

地域計画策定は、農業経営基盤強化促進法の一部、令和5年4月施行による改正でございます。①地域計画の策定、人・農地プランの法定化、②農地バンク滋賀県農地中間管理機構を主体とした農地の集約、③担い手の確保・育成の改正が背景にあります。

地域計画策定の概要は、地域の皆さん自身の話し合いを通じて将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確化することにより、また、目的は人口統計推計によれば、2040年代には現役世代が2割減となり、今しっかりした農業施策を講じなければ、農業者に至っては7割減とも推測されております。

このように、全国的に農業者の減少が進む中で、利用する農地を守り、農業を効率的に営むことで農地を次世代へ着実に引き継ぐことにあります。

地域計画策定に当たっては、地域、集落ですね、農業の未来設計図ともなる農地一筆ごとに今後利用する農業者が示された目標地図を備えることを必須としております。したがって、策定後はこの目標地図に基づき、農地管理機構を通して農地の賃借を行うことになります。

なお、目標地図に位置づけられただけでは、農地の賃貸の権利設定は成立しているものではありません。

地域計画策定によるメリットとしては、①所有者は、地域計画及び目標地図に位置づけられた担い手へスムーズに農地を貸すことができる。②担い手は、地域計画及び目標地図

の有無や、位置づけられた農地の面積が補助事業等の要件や採択ポイントに影響することが見込まれるため、補助事業等の活用を進めることができる。③所有者・集落は、農地の将来の担い手が明確になるため、耕作放棄地を抑制できる、メリットはこのような形になります。

なお、地域計画及び目標地図の区域は、およそ10年後も農地として活用していく地域となります。また、開発を見込んでいたり、農地として活用しない農地は区域に含めないことも可能である。これらが地域計画策定の姿となる。

地域計画策定に当たっては、今後市街化区域に編入を希望する農業組合、地権者等個々の思い、未来像があることを認識することが肝要となる。

そこで、1点伺います。

野洲市地域計画策定に当たっては、農林水産課から資料配布による説明会、去年の10月、通知が11月にありました。地域の農業組合長に対し、策定作業の一部である集落内での作業について作業協力依頼であります。地域計画は一部の役員や耕作者で判断できるものではなく、行政として関係先へ出向き、計画策定の意義とメリット・デメリットについて丁寧な説明と質問を受け、理解を得なければならないと考えますが、市長の考えはいかがでございますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 鈴木議員の野洲市地域計画策定についてのご質問にお答えをいたします。

地域計画については、おおむね10年後の地域の農業のあるべき姿を考え、農地の将来の受け手を明確にするもので、多様な担い手の確保、個々の農地の保全、農業経営の効率化を図ることを目指すものです。地域計画を策定することにより、農地中間管理機構を利用した農地の賃貸借や国の補助事業を活用することができ、農業を効率的に営むことで農地を次の世代へと着実に引き継ぐことができます。

また、地域計画と今後の市街化区域への編入の関係ですが、一旦策定された地域計画は、集落の合意を経て関係機関へ意見聴取を行った上で、随時変更が可能となっております。したがって、地域計画の区域の一部が将来的に市街化区域へ編入される見込みとなった場合でも、対応は可能でございます。現在は各集落と協議を重ねながら、集落において話し合いを行っていただいているところでございます。今後においても、各地域の農業組合長や農業委員と引き続き連携していくとともに、地域での話し合いが難航するなどがあった場合

は、市が関係先へ出向いていくことで本計画の策定を推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） ただいまの市長の回答では、10年以後でも地域計画を策定すればそこは市街化区域にはなりませんよと。それ以後もずっと農業を営むということがこの地域計画の中でうたっております。一旦地域計画を策定して目標地図に落とし込んでしまえば、それはもう未来永劫に農地としてしか利用できないということを私の資料の中でうたっておりました。

私はなぜこのような質問をするかと申し上げますと、地域計画には私は大賛成なんです。2040年代を踏まえたら、農業者の割合は現在の2割になるんですよ。そうした中で、日本の農業を支えていくには、やはりこうした地域計画の策定をしていかなければ農業なんて続きません。

それと同時に、私は今この質問の中で、何でということで申し上げますと、野洲市の高齢化率は27%なんです。草津が22%、守山市が22.6、栗東市が19.6、野洲市が27です。突出して高齢化率が高いんです、野洲は。それと同時に、市街化区域の面積ですね、これは草津が40.8、守山市が27.1、また栗東市では27.3、野洲市が13.2%なんです。このような状況の中で、若い人口の流入がありますか。だから、今この地域計画できちっとした、ここは市街化区域にしますよというようなことを、やはり集落へ出向いて、駅から、次に質問しますけど、立地適正化計画の中でも質問しますが、例えば野洲学区やったら野洲駅を中心に半径800メートル以内のところが立地適正化計画の範囲になっております。しかしながら、しかしながらですよ、その距離をもう700メートルほど増やして、野洲駅まで歩いて行ける距離が、距離というか、歩く時間が、所要時間が15分から20分以内のところはやはり今後市街化区域にして、若い人口の流入を促すんですよ。そうしないと、今後野洲市としては2040年代になってくると、どういんですか、滋賀県の中でも消えていく市町村があるんですよ。そういうことにならないように、やはり今きちんとしたこの地域計画のもとで、行政から出向いて、ここは将来的にやっぱり市街化区域に持っていくんですよ。そういう方たちは、皆さん市街化区域になることを望んでおられます。

次の質問に入るんですが、今、市長は私が言うた意見をどのように思われますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 先ほど来、私が説明がちょっと不足していたのかもわかりません。説明の仕方が悪かったのかもわかりませんが、地域計画については、おおむね10年後の地域の農業のあるべき姿を考えた上で策定すると。ただし、今後の市街化区域への編入ですよね、今後の市街化区域への編入の関係でいいますと、一旦策定された地域計画であっても、地域の合意を経て関係機関へ意見聴取を行った上で、随時変更が可能なんです。そういうふうになっているんです。だから、この今地域計画の大きな点というのが、農地中間管理機構を利用した農地の賃貸借、要は担い手がいなくて自分でもうできないという田んぼを、これを利用して農地の賃貸借ができるとか、いろんな国の補助事業を活用することができるということでの野洲市地域計画の策定なんです。だから、市街化に編入していくということは一定の合意があって、もちろん地域の合意ですけども、集落の合意ですよね、集落の合意とか関係機関への意見聴取などを行った上で随時変更が可能であるということでございますので、その辺がちょっと説明不足というか、説明が伝わりにくかったかなというふうに思っております。だから、今後もし、もしというよりマスタープランでも書いておりますとおり、ここは産業誘導地域とか住居誘導地域と色塗りをしているところ、当然今現在農振の田んぼなんですけども、そういうところを指定しているということで、前向きに13.2%、一番湖南4市で市街化率が低いということで、本当にこれ危惧しております。これ何とか他市と湖南4市に追随するぐらいの市街化率に上げていきたいなというふうに思っております。これ、一人がやると言ったってできないわけですから、やっぱり地権者がおられますし、集落の同意というものが要るわけですから、その辺をこれから努力していかないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 私が農政から送ってきた資料と、今、市長がおっしゃったこととは若干意識が違います。地域計画及び目標地図の区域はおおよそ10年後農地として活用していく地域となるということがきちとうたっております。これはもう、当然中間管理機構が今後これを活用していくわけですから、私も今なぜこれを言うたかいうたら、高齢化率と市街化率と違い言うた。

そこで、副市長に尋ねます。あんたは県から来ているやろう。そうしたら、野洲の今の現状を、市街化区域の拡大をやっぱり県のほうへあんたが直接行って、きちっとやっぱり説明をして、湖南4市の中でもこれだけ差をつけられてんのやということの窮状をあ

んたが訴えなあかん。そのために県から来てもらうてんねんから。どうですか、その意気込みは。発言してください。

○議長（山本 剛） 副市長。

○副市長（佐野博之） ご質問ありがとうございます。

まさに議員おっしゃるように、私は2年前に来た段階から、野洲市の最大とは言いませんけれども、大きな1つの課題が市街化区域の拡大であると。

従来から申し上げていますとおり、野洲市はもともと企業を中心に発展してきた町だということから、そういう課題意識を持ってまいりました。

昨年度、令和4年度は企業誘致のプロジェクトチームをつくりまして、今年度、5年度は企業誘致連携室というのをつくらせていただきました。その上で、市街化区域の拡大、企業誘致という形で、私自身県の都市計画課、産業立地推進室、さらには農政課という農転の部署ですね、また、具体的に環境アセスをやっている部局、それぞれ回っています。そういう形で、今後令和7年の随時見直し、さらには令和10年の定期見直し、それぞれ野洲市域での市街化区域に向けて積極的に取り組んでいく取り組みをしておりますし、県との橋渡しという意味では私もそこに尽力していきたいと、このように考えてございます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 期待しておりますので、ぜひとも実現のほどをよろしく願います。令和10年の見直しには、やはり守山や栗東に負けないぐらいの区域率を上げていただくように願います。

それでは、次に、立地適正化計画について質問をさせていただきます。

立地適正化計画は、最上位計画である第2次総合計画と都市計画マスタープランを基本として策定されております。計画の策定目的は、健康で快適な生活環境を構築し、維持可能な都市づくりの促進とし、まず医療、福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地する、また高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく、公共交通により医療、福祉施設や商業施設にアクセスできる、また日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型コンパクトシティを目指しております。

このことに関連し、都市機能誘導区域について3点市長にお伺いいたします。

野洲市では、野洲駅を基点に半径800メートルを都市機能誘導区域として設定されているが、その現状はどうなっておりますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 鈴木議員の立地適正化計画についての中のもの、野洲駅を基点に半径８００メートルを都市機能誘導区域として設定されているが、その現状についてのご質問にお答えをいたします。

都市機能誘導区域は、中心拠点から徒歩圏である半径８００メートル圏を目安に市街化区域に設定するものでございます。都市機能の集積状況、用途地域の指定状況、明確な境界を定めるための地形・地物などを考慮して定めます。

野洲駅周辺の都市機能誘導区域は、野洲駅を基点に徒歩圏の半径８００メートル圏を目安として、令和３年７月に改訂時には三上妙光寺地区計画を加えた約１３０ヘクタールに設定をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 今の回答では、三上の妙光寺地先のところを加えたということだけの回答でしたね。それはそれでよろしいです。それと同区域には農振区域もありますが、今後の対策はどのようにされますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） ２点目の、同区域には農振区域もあるが、今後の対策はというご質問にお答えいたします。

野洲駅を基点とした徒歩圏内の半径８００メートル圏内には農振区域も含まれております。将来的には、産業系や住居系の土地利用が図られるエリアとして開発の可能性はありますので、適宜必要に応じて見直してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 当然８００メートルの範囲の範疇であれば、野洲駅まで徒歩圏内で１０分から１１分ぐらいで行ける区域ですね、それを今度見直していくということは、これは当然もう既に見直しとかないかん部分なんですよ。これから見直すというのは、もう遅いです。そういうことも一つ踏まえて、今、市長に申し上げておきます。

それとまた３点目、旧中主地区においても北部合同庁舎を基点に８００メートルを都市機能誘導区域として設定しているが、５０％以上が農振区域である。今後立地適正化計画との整合性をどのように図るのかお答えを願います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 3点目のご質問にお答えをいたします。

中主地区におきましても、北部合同庁舎を基点とした半径800メートル圏の市街化区域内に都市機能誘導区域を設定しております。この800メートル圏内には農振区域も含まれますので、都市計画道路大津湖南幹線の沿道など、将来的に都市的な土地利用が図られるエリアとなる開発の可能性はありますので、適宜必要に応じて見直しを行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 今議会で提案されております西河原の天王前の道路認定がありましたね。今議会で。そこには、今新しく111戸の住宅が完成しました。それはそれでよろしいです。それは、やっぱり地区計画によってそういう団地ができているわけですね。この北部合同庁舎の800メートルの範囲内の50%以上の農振区域、これをやはり地権者の皆さんに、ここはやはり800メートル圏内やから市街化区域にこれからして、市の活性化につながりますよと。皆さんの税金でまちも豊かになりますよ、皆さんも豊かになりますよというような考え方をやはり地主に示していかなければ、行政がほったらかしにしているのは絶対前に進みませんよ、守山なんか見てごらんなさい。笠原。債務負担行為で笠原の地区を市が買上げたんですよ。何も私は野洲市が買上げよと言うてないんです。だから、地区計画できちっとしたものを位置づけてやっていけばできるんですよ。する気がないからできないんです。やはり、野洲と中主と合併して野洲だけがようになったな、中主はほったらかしですなと言われることも多々あるんですよ。やはり野洲も中主も同時に平等にやっていかなければ私はいけないと思います。市長どうお思いですか、地区計画。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 地区計画につきましては、やはり地権者というんですか、地主さん、地域の方の思いがあって、それからそれが醸成して行って市街化にもっていくというのがプロセスではないかなというふうに私は思っております。市がそこで何かを市の事業としてするという計画があるのなら、それは当然鈴木議員言われるように市がいろいろな説明をして協力を図っていくということは可能なんですけども、今ご質問いただいているのは、どちらかといえば土地適正化計画、立地適正化計画の中の都市機能誘導区域についてのご質問の中で私がお答えさせていただいているということで、この立地適正化で、例えば中主を北部合同庁舎を中心に800メートル範囲で円を書いているんですけど、この中

にある、要は市街化区域をこの中の分庁舎を中心として半径８００メートルで書いたこのエリアの中にある現在の市街化の中に、都市機能誘導区域というのを太線で定めているんですよ。だから、中主の場合、まだ市街化調整区域がまだこの円の中にあるのはあるんです。だから、これが直ちに市街化にしていくというのと、この立地適正化計画と、今言うてますそれとはちょっと違うと思うんですね。だから、今、議員が言われることは重々分かります。市が計画を持ってやっているところには、当然地元へ説明も行ってするんですけど、何の計画もないときに、どういったらいいですか、地元へ行って、ここ市街化しませんやろうかというようなことはちょっとまだ時期早尚というか、できれば地域からそういう情勢、そういう機運が上がってきたら、市としてももちろん説明にも行かせていただきますし、前向きに検討させていただくということでございます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 私も都市機能誘導区域とは切り離して本来は質問したかったんです。それはもうあんたの言うことはよう分かっている。そやけど、一応ここにもそういうような形で上がっていましたから、切り離すべきものだったんですが、私がまずは言いたいのは、その北部合同庁舎を中心に８００メートルの範囲内で、まだ５０％の農地があるということは、例えばその農地を持っておられる方が、その地区計画によって農振区域から市街化区域になりますよという、そういうような考え方を持ってない人が多いんですよ。だから行政としては、やっぱりこういう手法もありますよということを農地の所有者に教えてあげて、地区計画を助成していくようなこともやっぱり考えていかなければ、全然知識も持っておられないんですよ、その方たちは。地区計画がどんなものや、地区計画を立てて何したら、最低０．３ヘクタールで３，０００平米ですね、それでも地区計画が立てられるんですよ。だから、そういう情報も全然まだ分かってないんですよ。だから、そういう情報を市としてはその８００メートルの範囲内の方々に、市として情報提供をしていく義務があるんじゃないかなということを私は申し上げているんです。そうじゃないと、全然分からんデベロッパーが入ってきて、こういう手法があるさかいにどうやこうや言うて、うまくなだめてやっていくより、市として情報を出していく、それをどういうようにお考えですかということを私は聞きたいんです。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 鈴木議員のおっしゃることも重々理解できますので、よくよく勉強させていただいてまた考えさせていただきます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 次に、立地適正化計画の中で9点の目標が上がっております。私出しているのは8点ですが、1つだけ21世紀健康プラン、これを抜いています。今病院がああいう形ですから。というのは、一番最後に市長が今までやってこられた経緯を説明して、回答は要りませんのでね、9点目のやつは。

まず、野洲交通ネットワークについてお尋ねいたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 鈴木議員、全体についてのことを私ご説明申し上げさせていただいて、各それぞれにつきましては都市建設部長より申し上げさせたいと思いますので、よろしくございますでしょうか。

この各計画の位置づけについて8点を伺うということでございますので、立地適正化計画は人口減少や少子高齢化におきましても持続的な都市づくりの実現を図るコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき、具現化を推進するため、都市計画マスタープランと調和が保たれ、関連する行政分野の各計画と整合・連携を図り、都市や居住機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画としております。

そのため、ご指摘の8つの計画や指針等の内容にも沿った立地適正化計画であることを確認した上で策定しております。

ただいまも申し上げましたですけども、その一つひとつにつきましては都市建設部長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、立地適正化計画と8つの計画・指針等との関係性についてご説明申し上げます。

立地適正化計画には、拠点利用を高める公共交通網の強化を施策の1つとして掲げております。これは、将来的な人口減少等の課題解決、これを実施するために拠点を通してつなげるということで、これは野洲市交通ネットワーク構想に沿って公共交通網の強化という形でつなげていくというものになっております。

次に、本計画におきましては、この持続可能な都市づくりを促進するということで、都市機能誘導施設と、これを定義づけしております。この施設の中には、行政機能であります医療、教育、福祉、あと子ども・子育て支援事業に関係しております子育て支援施設等のこれを都市機能の施設としまして、これは各種サービスの効率的な提供を図るというこ

とで位置づけられております。

これらの施設の中には、公共施設等総合管理計画、これに沿った施設もございますし、あとは野洲駅周辺につきましては、これは野洲市の南口周辺整備構想に沿った施設としていうというそういう位置づけになっております。

次に、都市機能の増進につなげる施設というような位置づけで、これは誘導施設というそういう定義づけをしてございます。その中で、大規模小売店等につきましては、これは商工業振興基本計画、この内容に沿いまして、これは土地利用方針に沿った企業立地、または企業立地や事業者支援の促進を図るものとしているということでございます。

次に、立地適正化計画の中には防災指針というものが記載されております。これは、この本計画の中で住居や都市機能の誘導を図る上で必要な防災機能を持たせるその方向性を示しているというような内容になります。この防災指針の中には、本市に関わる地域防災計画の内容に沿ってこの方向性を示しているというような状況になります。

次に、計画の中には定住促進を掲げております住居誘導というような考え方があります。この住居誘導という考え方につきましては、これはこの住生活基本計画に沿って……。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） すみません、私1、2、3、4という形で質問状を出しておりますので、その順に従ってやはり回答してもらわないと、私の頭の中がこんがらがってしまって、ちょっと何かうまくみ合わない部分がありますので、その辺をお願いできませんか。

○都市建設部長（岡崎慎一） そうしたらどうでしょう。1つ目のところから……。

○18番（鈴木市朗議員） 野洲交通ネットワークについてというのはもう分かりました。2番は公共施設等総合管理計画というのは、岡崎部長の所管ですか。

○都市建設部長（岡崎慎一） いや、これは所管ではないんですけども。

○18番（鈴木市朗議員） だから、所管の部長が答えてくれないと駄目なんですよ。全部……。

○都市建設部長（岡崎慎一） すみません、私が答え……。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後4時21分 休憩）

（午後4時27分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、鈴木議員のご質問の最初の野洲交通ネットワークについてお答えさせていただきます。

野洲市交通ネットワーク構想は、平成２５年策定当時の総合計画の方針の防火防災の対策強化、道路ネットワークの整備、公共交通の利便性の向上に対応する交通ネットワーク構想の確立の必要に応えるため策定いたしました。

この構想に対応する個別計画、道路整備計画や地域公共交通計画でございますね、を含め、立地適正化計画が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに関連があることから、構想については上位関連計画、個別計画については整合・連携する計画として位置づけているところでございます。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、公共施設等総合管理計画につきましては、いわゆる公共施設を含む都市機能自体が集約することを目的とした誘導区域に公共施設は含まれているということで、連携、整合を図るというような計画でございます。

以上でございます。

○１８番（鈴木市朗議員） １問ずつだから。一問一答で出していますから、今の部分に関して……。

○議長（山本 剛） ８番まで……。

○１８番（鈴木市朗議員） いやいや一括とは違います。

○議長（山本 剛） 一括ではないですか。一問一答ですか。小さい項目も一問一答…。

鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 公共施設等総合管理計画について再質問を行いたいと思います。

文化大ホール、小劇場、さざなみホールの３施設が野洲文化ホールに集約されます。令和７年のさざなみホール解体に伴い、野洲文化ホールへの来場者が相当数多くなると考えられます。当然、その中で駐車場の不足が懸念されるが、いかがになりますか。

文化ホール前の駐車場を調べてみますと、面積が１，５００平米、９６台、車椅子が３台で合計９９台あります。さざなみホール等が解体されますと、文化ホール１ホールだけになりますので、圧倒的に駐車場不足が考えられます。

そこで、この文化ホール前の駐車場、ここは当然商業区域ですね。ですから、この文化

ホール前の駐車場を今後商業施設開発と同時に、ここを多重構造にするという考え方はございませんか。２層、３層、４層ぐらいにする。そうすると３倍４倍の車が駐まるということになります。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長、ただいまの質問、通告になかったんですけれども、答えられる範囲でお願いします。

○総務部長（川尻康治） 答えられる範囲で答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、いわゆる公共施設全般が将来どれだけ維持できるか、合計の面積がどれだけ必要なのかというのがそもそもの目的の計画でございます。鈴木議員ご質問いただきました文化ホールにつきましては、公共施設等総合管理計画上では集約化というような位置づけがなされています。このことで、その中で駐車場が足りないとか、そうしたような計画にはなっておらないということから、今回立地適正化計画では都市機能を誘導するという、このエリアの中に入れるという、集約するという目的には整合と連携を図っているという計画でございますので、先ほどおっしゃっていただいた商業施設の高層化でしたっけ、という部分までは計画の中ではうたわれていないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 今後集約したら、やはり今はモータリゼーションの世の中ですから、もう必ず車で来られるということを想定して、やはりあれだけの有利な土地を所有しているわけですから、有利に利用して、市民のために有利に利用していくということを前も一遍言うたはずですから、頭の中にもうこれ忘れんと考えおいてください。

次に、住生活基本計画についてお尋ねをいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、ご質問にお答えいたします。

住生活基本計画につきましては、これは住生活基本法に基づきまして計画が位置づけられているものということになります。これは内容としまして、空き家対策等居住誘導、あと定住対策も含めまして住宅施策のビジョンを示した計画になっておりまして、それぞれ現状の課題とかも含めまして、この立地適正化計画においては、この住居誘導の観点から良好な住居環境の確保等を図りながら、この住居生活基本計画との整合も図っていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 確かに岡崎部長いい回答をいただきましたが、それに関連しまして、過去に遡りますが、平成30年10月1日に北部合同庁舎内に市民協働センターが設置されていましたが、令和5年4月1日、財政健全化策から図書館に移転されました。中主の方々は大変ご苦勞されておるということを私自身直接お聞きしておりますが、そういうことの対策というのは考えておられますか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長、ただいまの質問の中に通告にない質問がありました。答えられる範囲で答えてください。

○市民部長（長尾健治） 答えられる範囲で答えさせていただきます。

北部にありました北部のセンターのことについてでございますが、あそこには市民活動支援の業務がありまして、当初市民活動支援の業務があそこに行く前は図書館のところにございました。当初は市民活動支援については、例えば社会福祉協議会と連携したりとかして、多機関協働という概念で一旦北部に移ったわけなんですけれども、コロナということもあったのかもしれませんが、なかなかうまくいかず、そのうち実際に今活動している市民活動団体さんのほうから、やっぱり図書館のほうがいい、なぜいいかといいますと、地理的なこともあります、ホールとか会議室が図書館は備えられていますので、それをツールといたしまして活動とかしやすいし、相談もしやすい。今の戻ったところの目の前にはサロンみたいなところもございますし、そこで会話もできる。ところが北部はそういうところがなかなかなかったので戻してくださいという要望書も来ておりました。そういう要望もあったことから、一方では住民票を出すとかという観点につきましては、マイナンバーカードの一定の普及もありますので、そちらの機能はマイナンバーカードで代替するという。市民活動支援につきましてはやっぱりツールとかが多く、やっぱり集まりやすい図書館に行く、そういうことで今回戻させていただいたと、そういう経緯でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 4点目の地域防災計画についてです。

1月1日に起こりました能登半島大震災、一日も早い復興を心から願っておる次第でございます。野洲市の地域防災計画についてはどのようなになっておりますか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 地域防災計画と立地適正化計画の関連ということでご質問いただいております。

地域防災計画は、市に関わる災害に対して市、県、防災機関、関係機関が、市民の協力のもとに災害対策を実施することによって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定しております。

この中で、立地適正化計画においては都市機能を集約する都市像において、防災の取り組みを防災指針として位置づけるべく、今年度を通して計画の一部改訂に取り組んでおります。防災に関しては整合性を図るため、整合・連携をする計画として挙げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 能登半島の地震が連日報道されております。そうしたことを教訓にして、幸いにして滋賀県は内陸ですから、そう簡単に地震は来ないやろうなあという安心感はあるんですが、やはり西岸断層地帯もあるわけですから、花折断層ですか、あるわけですから、安心もしてられる反面、そういう断層地帯があるということですから、そういう意識をしっかりと持っていただいて取り組んでいただいたらありがたいと思います。ありがとうございました。

次に、商工業振興指針についてです。商工業振興指針についてお尋ねをいたします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、商工業振興指針についてでございます。

現在、商工業振興指針につきましては、その後策定いたしました野洲市商工業振興基本条例に基づきまして、野洲市商工業振興基本計画という形に変わっておりますので、この計画を持ってご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、当市におけます商業並びに工業の振興を図っていくというのを計画的に定めたものでございます。その中に、いわゆる企業立地の推進ということが定まっておりますのでございます。また、商業、工業全般にわたりますが、事業者の支援というのが定まっております。

具体的な手法といたしましては、市街化区域ですね、都市計画区域を見直すことにより、広く効果的な企業立地を支援するというような計画の位置づけをしております、具体的

な場所等を立地適正化と適合するものではございませんが、野洲市全体の商工業振興を図っていくという観点で策定した計画でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 私は商工業振興指針、今西村部長がお答えになったそのとおりだと思いますが、それでちょっと関連いたしまして、令和4年9月20日に市三宅地先への県立高等専門学校の建設が決定されました。活性化が低迷している野洲市において、知恵次第で起爆剤になる可能性を秘めております。しかしながら、令和10年4月、高専の生徒たちの実務実習の場所として、特に近距離で十分な先進企業体が存在しているかといえは疑問もあります。野洲市の将来も考え合わせて、昨年2月議会でも述べているが、京セラから高専までの地域22.3ヘクタールを工業区域に変更し、本気で半導体だけじゃなしに、様々なそういうIT企業の誘致を取り組んでいってはどうか。今年度の新年度予算を見てみますと、企業名は言われましたが、こういう場で企業名は申しませんが、法人税がかなり落ち込んでおります。そうしたことから、法人税をやはりこういう場所できっちりいただく、そして高専の生徒の実習場所としても利用できる。片や野洲川の橋一本越えたところで、先ほども申し上げましたが笠原なんですね。市が債務負担行為を起して農地を買取りました。もうそこで企業は決まっております。私はその企業の名前は申しませんが、それと同時に、また守山市ではユアサ電池の誘致も決まっております。

そうした中で、野洲駅から徒歩圏内で通える最適な場所、それとまた大津湖南幹線、そしてまた国8バイパス等が完成すれば、企業は言うまでもなく手を挙げてくると思います。

先ほど副市長が企業誘致室を設けたと言われますが、それをやっぱりうまく利用して、やっぱり企業を呼び寄せてください。やはり半導体関係、IT関係は水を相当使いますので、野洲川の伏流水をうまく利用すればいくらでも水は使えると思いますので、有利な場所ですので、ぜひとも副市長、それはあなたの仕事ですよ。

それから、これらの企業で働く人たちの環境を整えるためには、市街化区域の改善が必要となってきます。例えばこの件に関しても、過日の議会で述べている野洲地先8.3ヘクタールの市街化区域候補地として考えてはいかがですか。言わずとも、このことは野洲市の財政改善策としても有効となります。

まず私が考えるのは、官、産、住。官は市役所がやはり物事をつくり上げる、考える。そして、産は産業です。住はそこで働く人が住むということです。ということをこれから

考えてやっていかなくては野洲市の発展を見込めませんよ。それだけは私言うときます。

次に、農業振興地域整備計画についてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、ご質問の農業振興整備計画の関係でございます。これも議員ご承知のように、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定しておる計画でございます。こちらの法律の目的とするところは、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずるというところでございまして、野洲市におきましても、いわゆる農用地をどのようにこれからしっかりと守り、農業を強く育てていくかというのをこの計画においてそのエリアを定めたところでございます。よって、直接的に先ほどの立地適正化計画と関連するものではございませんが、土地利用という観点でいいますと農地としての利用も1つの方法ですし、先ほど来おっしゃっておられますように、企業を誘致するための工業用地としての使用も当然のことながら同じ土地を使うものでございますので、そうしたあたりにつきましては調整をもって解決していくものというふうには理解しております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） ありがとうございます。

次に、7番目の子ども・子育て支援事業についてお尋ねします。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、子ども・子育て支援事業計画と立地適正化計画の関係ということで答弁をさせていただきます。

子育て支援事業計画につきましては、保育ですとか教育の見込み量とか、それに対して、見込みに対して、それに対する確保策とか、あと子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策などについて計画しているものでございます。

立地適正化計画の中に、保育所等の人口カバー率でありますとか、居住場所を決めるのに重要なそういった保育環境の充実というのが求められておりますので、都市機能誘導地域への配置ということが立適の中でうたわれております。その子育て支援事業計画に基づきまして、３年前から小規模保育所も募集をしておりますけれども、その立地につきましても、北野学区、野洲学区という誘導地域を指定しての公募と、それから事業者の決定整備を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） ありがとうございます。

それでは、最後に野洲駅南口周辺整備構想についてお尋ねをいたします。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 野洲駅南口周辺整備構想につきましては、議員ご承知のとおり、野洲駅南口周辺の市有地を中心に、にぎわいと活力にあふれた地域を創造するために策定をしたものでございます。

野洲駅につきましては、立地適正化計画におけます都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定する際の中心施設となりますので、本市の中心拠点を形成する核として、このことから立地適正化計画においても非常に関連が深く、整合、連携する構想という形で位置づけをさせていただいているところでございます。

なお、構想につきましては、平成２７年の３月に策定をしてございますが、その構想の中身から新病院整備場所の変更がございましたので、病院機能を必要な機能から除き見直したところでございます。これはもう議員ご承知のとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○１８番（鈴木市朗議員） 再質問させていただきます。

今までこの周辺整備構想、何人かの方が質問されておりますが、にぎわいをキャッチフレーズとして選考委員会を設け、本年３月に連携業者を決定すると報道されております。市としては、無手勝流であるはずがないと思っておりますが、基本的な、野洲市としてこ

ういう姿にしていきたいというやはり市としての考え方はあるのかどうか、その辺をお答え願えますか。今現在東海道線を見ても、守山のセルバしかり、西友しかり、草津のエルティしかり、大津の駅前しかり、駅前の商業施設で発展したところはどこもないです。まずそれだけは頭の中に入れておいてください。ですから、野洲はこういうふうに持っていきたいという基本姿勢だけ示してください。

○議長（山本 剛） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志） 議員ご承知のとおりでございますけれども、基本的に市民の意見を集約化するという形で構想が成り立っております。その構想を今回の募集に際しまして具現化をしていくということで、野洲駅南口A、B、Cブロックの整備の考え方ということにつきましても、検討委員会の中で十分議論をいただき、それをお示しさせていただきました。まさに市の考え方はこのA、B、Cブロック整備の考え方そのものでございますので、こちらについて公開をさせていただいている資料のとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 鈴木議員。

○18番（鈴木市朗議員） 立地適正化計画には、9点のこういった課題がありました。1つだけ抜いております。それは21世紀健康プランです。その中に、（仮称）野洲病院整備事業が入っております。

私が抜いた理由はどうなんでしょうと申しますと、市長が選挙に出られたとき、現地建て替え半額でやれるということをキャッチフレーズにして選挙戦を戦われました。ところが、その後話は変わってBブロックになりました。また熟考の末、今の温水プールになりました。金額といえば、現地建て替え半額の60億円の、それ以上の約120億円ほどかかります。そうしたことはどのように市長が考えておられるのか。答えは要りませんよ。これは私の考えです。現地建て替え半額60億円の、今現在120億円ぐらいになります。そうしたことを私、議員個人として強く批判しております。

以上で終わります。

○議長（山本 剛） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決

定いたしました。

なお、明 7 日は午前 9 時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。お疲れさまでした。(午後 4 時 5 3 分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年3月6日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 稲 垣 誠 亮

署 名 議 員 荒 川 泰 宏